
大津市 ガス事業

中長期経営計画

（経営戦略）

【令和2年度 改訂版】

令和 3年度から
令和14年度まで



あたり前の日常を届け、
そして繋ぐ未来





人の心に届く温かいエネルギーを

目 次

第1章 経営計画策定の趣旨と位置づけ	3
1 策定趣旨（策定の背景）	3
2 位置づけ	4
3 計画期間	5
4 これまでの取組	6
第2章 ガス事業のあゆみ	7
1 大津市のガス事業について	7
2 ガス事業の変遷	8
第3章 ガス事業の現状と課題	10
1 大津市の概況	10
2 供給戸数と供給量	11
3 導管・施設の状況	13
4 保安対策	17
5 災害対策・危機管理	19
6 お客様サービス	22
7 環境への配慮	24
8 経営の状況	25
9 料金体系	29
10 公共施設等運営権事業の実施	31
11 目標等の達成状況	34
第4章 基本方針と主要施策	35
1 基本方針	35
2 施策体系図	36
3 SDGsへの取組	37
4 基本方針Ⅰ（安全、安心で安定したガス供給の確保）	38
5 基本方針Ⅱ（持続可能な健全経営の維持）	49

6 施策目標.....	57
7 総事業費.....	58
第5章 投資・財政計画.....	59
1 経営目標の設定	59
2 投資・財政計画	60
3 投資と経営の効率化・健全化の取組.....	67
第6章 進捗管理.....	69
用語説明（本文中の※数字）	71

本文中の ※ ○（数字）については、P.71以降の用語説明を参照

※本文中に挿入されている写真の一部に、人が密集していたり、マスクを着用していないものがありますが、新型コロナウイルス感染症発生前に撮影したものです。現在は「大津市企業局新型インフルエンザ等対策業務計画」に基づき感染予防対策を講じています。（P.19参照）

第1章 経営計画策定の趣旨と位置づけ

1 策定趣旨（策定の背景）

（1）策定の趣旨

本市のガス事業は、昭和12年に供給を開始して以来、市域の拡大と市勢の発展とともに供給区域※¹の拡大を図りながら、安全、安心で安定したガス供給の継続のもと、お客様である市民の皆様に、低廉なガスをお届けしてきました。

しかし、今後の人口減少や少子高齢化の進行により、将来のガス需要の減少が予想されることに加え、近年頻発する大規模災害や不透明な経済状況、平成29年4月からのガス小売全面自由化※²など、ガス事業を取り巻く環境やニーズが年々変化しています。

このような中、ガス事業者の使命である安全で安定したガスの供給と更なるお客様サービスの向上が図れるよう、第Ⅲ期大津市（ガス事業）中期経営計画を承継する計画として、平成28年度に大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）（以下「本計画」という。）を策定しました。

（2）本計画の改訂にあたって

総務省は、「経営戦略策定・改定ガイドライン※³」において、「「経営戦略」は策定して終わりではなく、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年毎に改定していく必要がある。」としています。

そのため、令和2年度で本計画の前期が終了となることから、過去3年間（平成29年度～令和元年度）の本計画における各目標の達成度の検証及び評価を基に、今後の施策や投資・財政計画を見直し、より質の高い「経営戦略」となるよう、本計画を改訂します。

また、今回の改訂にあたっては、新型コロナウイルスの影響による、新しい生活様式への対応を踏まえています。

なお、「経営戦略策定・改定ガイドライン」に基づき、今後4年毎に本計画の改訂を行っていきます。

2 位置づけ

本計画では、本市ガス事業の課題を整理し、今後の中長期的な事業運営の方針（取組姿勢）を示すとともに、具体的な施策及び取組事項などを「主要施策」としてまとめています。

「主要施策」は、施設整備や安全対策の向上、経営の効率化に関するものなど、様々な施策から構成しています。これらの施策のうち、施設整備などの支出に係るものを投資計画とし、今後の収入の見通しを財源計画として、これらの投資と財源の均衡が図られるよう調整した投資・財政計画を策定しました。

これは、総務省が平成26年8月29日に通知した「公営企業の経営に当たっての留意事項について※4」において、策定要請のあった「経営戦略」に位置づけています。

また、本市が策定している「大津市総合計画※5」の関連計画として位置づけられます。

第1章 経営計画策定の趣旨と位置づけ

3 計画期間

当初、本計画の策定にあたっては、本市のまちづくりの指針となる「大津市総合計画」との整合を図り、計画期間を、同計画の目標年次である令和10年度までの12年間（平成29～令和10年度）としました。

本計画の改訂においては、平成31年3月に総務省が作成した「経営戦略策定・改定マニュアル※6」に基づき、計画期間を令和3～14年度までの12年間に改めます。

この計画期間の改定に伴い、「主要施策」の実施にあたっては、「前期4年間（令和3～6年度）」、「中期4年間（令和7～10年度）」、「後期4年間（令和11～14年度）」の3期に分けて進捗管理を行い、事業環境の変化等に対応しつつ、各期末時点においてレビュー及び見直しを行いながら、各事業の適正かつ効率的な実施を推進します。

【大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）の位置づけと計画期間】



4 これまでの取組

本計画では、これまで実施してきた経営改革に関する取組や、今後実施していく施策などを反映しています。

平成25年度に、中長期的な経営戦略を検討するため、経営目標を設定した上で、20年間の収支シミュレーションを行い、経営目標達成のための改革施策について検討を行いました。

平成26年度には、大津市企業局経営改革プロジェクト会議※7を立ち上げ、平成27年度からはガスの小売全面自由化に向けた施策を含むガス事業の将来的な構想等について検討を重ねました。

平成28年度は、これらの取組の集大成として、本市ガス事業の指針となる本計画を取りまとめました。

平成30年度には、平成31年4月からの大津市ガス特定運営事業等※8（以下「ガス特定事業」という。）の開始に伴い、本計画を改訂しました。

本計画の推進にあたっては、施策目標及び経営目標の達成状況を定期的かつ定量的に検証及び評価し、実施手法の見直し等に反映するため、PDCAサイクル（計画、実施、検証及び評価、改善及び見直し）により、進捗管理を行うこととしています。

この度、平成28年度に策定した本計画の前期が終了することに伴い、本計画を改訂します。

平成25年度 大津市企業局中長期経営戦略検討

平成26年度 大津市企業局経営改革プロジェクト会議
(～平成28年度)

平成27年度 ガスの小売全面自由化における施策検討
(～平成28年度)

平成28年度 大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）策定
(平成29年度から令和10年度)

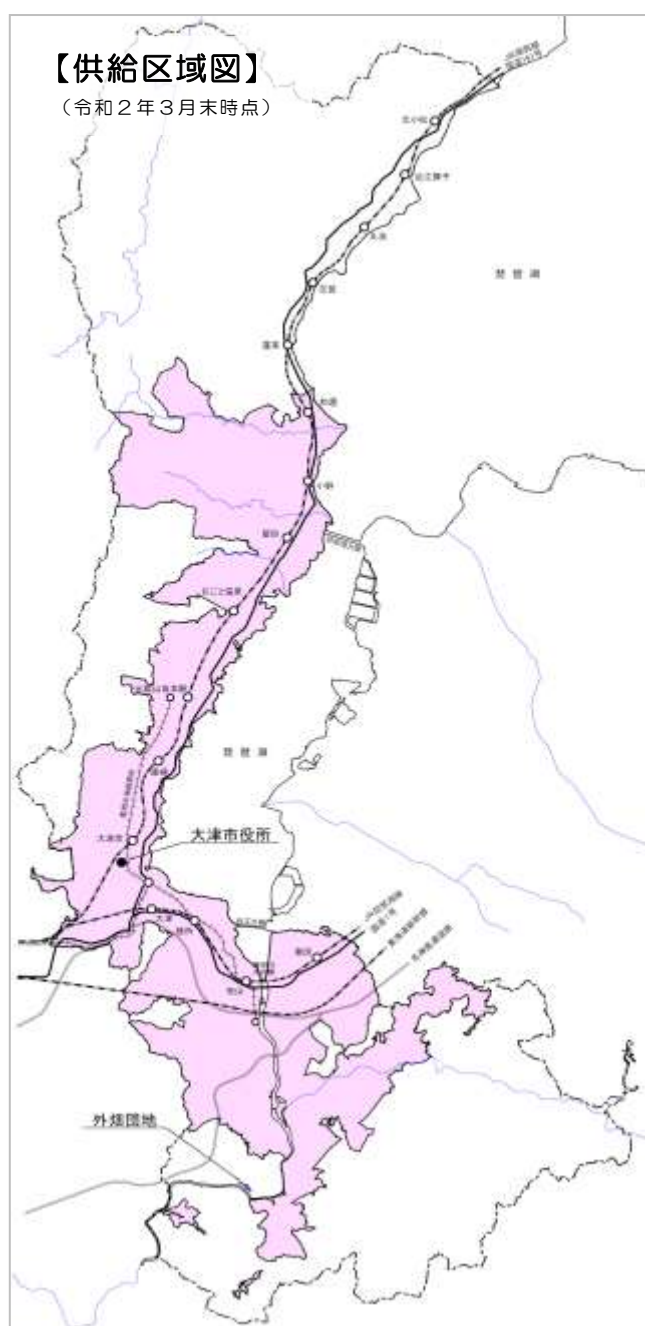
平成30年度 大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）改訂
(平成29年度から令和10年度)

令和2年度 大津市ガス事業
中長期経営計画（経営戦略）改訂
(令和3年度から令和14年度)

第2章 ガス事業のあゆみ

1 大津市のガス事業について

本市の都市ガス※¹は、昭和12年1月に商工大臣からガス事業の許可を取得し、近江瓦斯株式会社より事業の譲渡を受けました。これにより、同年3月より、旧大津市及び旧膳所町一円（1,426戸）で供給を開始しました。昭和20年4月末には第二次世界大戦の影響で本市へのガス輸送量が激減し、一時、お客様へのガス供給の停止を余儀なくされました。しかし、昭和22年1月には供給を再開し、その後、経済復興により家庭用燃料、工業用燃料としてのガス需要は著しく増加しました。



昭和33年9月に錦織地域及び石山地域において初めて供給区域の拡張を行いました。その後、北部地域、南部地域及び東部地域へ広く供給区域の拡張を行い、現在の区域に至っています。また、LPガス※²については、昭和40年6月に、穴太団地において本市で初めて供給を開始し、その後20箇所のLPガス供給を行いました。都市ガスの導管整備に伴い天然ガスへの転換を行ったことから、現在では石山外畑地域のみとなっています。

平成29年4月に始まったガスの小売全面自由化により、活動に制限のある公営事業者においては、民間企業の新規参入に伴うスイッチングの増加等により事業経営の悪化が想定されたため、本市ガス事業の在り方の検討を行った結果、平成31年4月に、官民が共同出資して設立した「びわ湖ブルーエナジー株式会社※³」（以下「運営権者※⁴」という。）にガス小売事業※⁵を承継しました。現在本市は、ガス導管の整備等を担う一般ガス導管事業者※⁶として事業を継続しています。

2 ガス事業の変遷

【年表 ガス事業の主な出来事】

年	主な出来事
昭和 12年	商工大臣からガス事業譲受の許可取得、ガス供給を開始 供給区域は旧大津市及び旧膳所町一円で、供給戸数は1,426戸
33年	供給区域拡張(錦織、石山)
40年	穴太団地において本市で初めてLPG供給開始、 供給区域拡張(滋賀里～藤尾の一部)
41年	供給区域拡張(木の岡、石山平津町)
42年	瀬田町及び堅田町と合併、供給区域拡張(瀬田)
45年	兼業許可取得(液化石油ガス販売事業)、供給区域拡張(南郷町の一部)
50年	供給区域拡張(南大萱、月輪)
51年	供給区域拡張(日吉台ニュータウン、比叡辻団地)
53年	供給区域変更(藤尾の一部)、藤尾事故発生、全整圧器改修
54年	供給区域拡張(下阪本、比叡辻の一部)、 天然ガス転換(4,500kcal/㎡から11,000kcal/㎡)
55年	大津湖南幹線パイプライン完成、受託ガス輸送事業開始
59年	供給区域拡張(若葉台、真野町、今堅田三丁目の一部)
61年	供給区域拡張(下阪本、比叡辻、仰木、衣川、雄琴の一部)
63年	中庄北部幹線パイプライン完成、 供給区域拡張(堅田、雄琴、瀬田、上田上の一部)
平成 2年	供給区域拡張(堅田、雄琴、田上の一部)
3年	中庄北部幹線二系統化完成、中庄東南部パイプライン二系統化完成、 供給区域拡張(堅田ほか)
5年	株式会社大津ガスサービスセンター設立
7年	阪神大震災に伴い企業局から救援隊を派遣、 供給区域拡張(大谷町、堅田一丁目ほか)
8年	大津北部幹線による受託ガス輸送(琵琶湖大橋ルート)開始、 料金改定(ガス料金)、原料費調整制度導入
10年	供給区域拡張(真野大野一・二丁目、真野家田町、真野谷口町、大谷町の一部)
11年	供給区域拡張(仰木七丁目の一部、神領四丁目)
12年	修繕専門会社「株式会社パイプラインサービスおおつ」設立
15年	料金改定(ガス料金)、供給区域拡張(大石曾束一～五丁目、大石淀一丁目ほか)、 受託ガス輸送事業廃止
16年	託送供給約款の新設、供給区域拡張(伊香立下龍華町(一部除く)、羽栗一丁目)
17年	ガバナ遠隔監視制御システム設置

第2章 ガス事業のあゆみ

年	主な出来事
平成 18年	志賀町と合併、大津市（ガス事業）中期経営計画策定、 ガスショールーム「キットココ」開設
19年	料金改定（ガス料金）
20年	供給区域拡張（枝四丁目、里一～四丁目、関津一～五丁目、黒津五丁目ほか）
21年	原料費調整制度の改正、供給区域拡張（南郷上山町ほか）
22年	第Ⅱ期 大津市（ガス事業）中期経営計画策定、供給区域拡張（仰木三丁目ほか）
23年	東日本大震災に伴い企業局から救援隊を派遣
24年	供給区域拡張（和邇中浜、小野、伊香立向在地町、羽栗二～三丁目ほか）
25年	第Ⅲ期 大津市（ガス事業）中期経営計画策定、料金改定（ガス料金）
28年	ガスショールーム「キットココ」閉館、料金改定（石油石炭税の増税） 託送供給約款認可
29年	最終保障供給約款届出 大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）策定 都市ガス事業の小売全面自由化 開始
30年	大阪北部地震に伴い企業局から救援隊を派遣 公共施設等運営権方式を活用し、ガスの小売事業を実施する新会社を設立
31年	大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）改訂 大津市ガス特定運営事業等 開始（ガス小売事業を運営権者へ承継）
令和 元年	託送供給約款改定
3年	大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）改訂

第3章 ガス事業の現状と課題

1 大津市の概況

本市は、本州のほぼ中央、滋賀県の南西部に位置する滋賀県の県庁所在地であり、琵琶湖に面するとともに、近畿圏の中心地である大阪市まで約50km、中京圏の中心地である名古屋市まで約100kmの距離にあります。

市域は、東西約20.6km、南北約45.6km、総面積は464.51㎢であり、琵琶湖と比良、比叡、音羽、田上などの山並み（自然公園と風致地区）に包まれ、琵琶湖に注ぐ河川も多く、自然豊かなまちです。

また、本市は、古代から現代に至るまで、市域の数多くの地域が歴史の舞台となってきました。西暦667年には天智天皇が近江大津宮を置いたほか、比叡山延暦寺、石山寺、園城寺、西教寺、日吉大社を始め、市域の至るところに史跡や歴史的建造物が数多く残されています。そして、地理的には旧東海道と旧北国海道の分岐点にあり、琵琶湖の舟運も含め、古くから交通の要衝として商業や交易が盛んに営まれたまちでもありました。

今日では、国土の大動脈となる名神高速道路、新名神高速道路、国道1号、国道161号、西大津バイパス、湖西道路、志賀バイパス、京滋バイパス等の道路やJR琵琶湖線、JR湖西線、京阪石山坂本線・京津線による高い交通利便性の下、便利で住み良い居住空間として、また、多様な産業活動が営まれるまちとしての性格を有しています。

さらに、市域は、数次の合併によって形成されてきており、地域ごとに独自の自然、歴史及び文化が息づき、それぞれ多様性にあふれる点が本市の特徴といえます。

（「第5次大津市国土利用計画」から）



【大津市の位置】



【大津市のまちなみ】

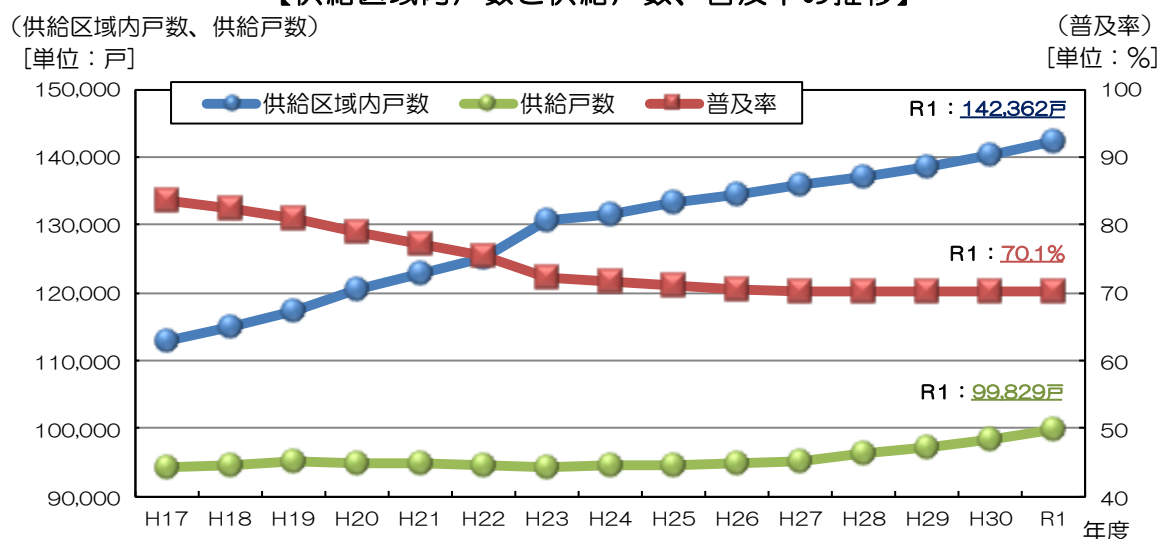
第3章 ガス事業の現状と課題

2 供給戸数と供給量

(1) 供給区域内戸数と供給戸数

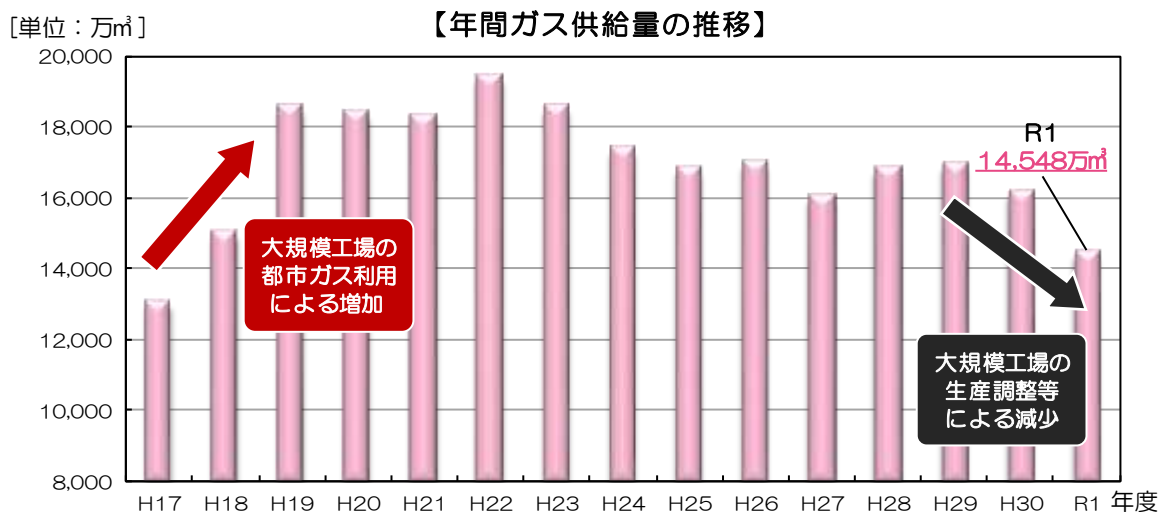
令和元年度末における供給区域内戸数は142,362戸、供給戸数は99,829戸であり、普及率は70.1%となっています。供給区域の拡張等に伴い供給区域内戸数は増加していますが、オール電化の普及等に伴い、新規需要が伸びず、普及率としては減少傾向となっています。

【供給区域内戸数と供給戸数、普及率の推移】



(2) 年間ガス供給量

年間ガス供給量（ガス需要）は、大規模工場などの大口需要家のガス需要の増減により、平成22年度をピークに増加傾向でしたが、近年は大口需要家の生産調整等により減少傾向です。令和元年度の年間ガス供給量は14,548万 m^3 となっています。



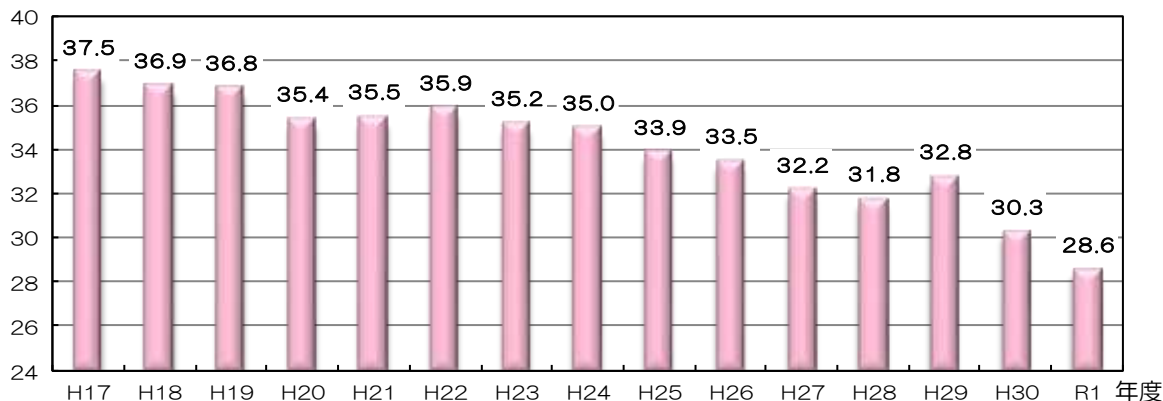
※平成29年度以降の供給量は、他小売事業者の供給量を含んでいます。

（３）家庭用１戸あたりの月間平均使用量

家庭用では、省エネ意識の浸透や、ガス機器の性能向上、平均気温の上昇などにより、近年は減少傾向となっています。なお、平成29年度については、冬期の平均気温が低かったこともあり、前年度に比べ増加となりました。

[単位：m³/戸]

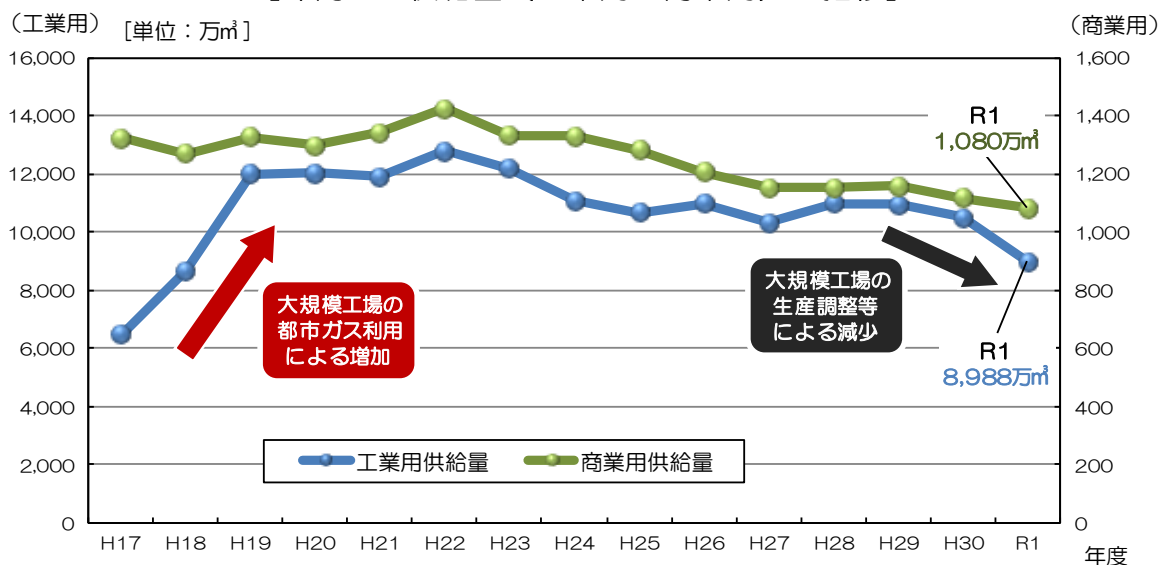
【家庭用1戸あたりの月間平均使用量の推移】



（４）工業用及び商業用における年間ガス供給量の推移

工業用及び商業用の年間ガス供給量は、平成22年度をピークに減少傾向となっています。特に工業用は、近年、大口需要家による生産調整や機器更新等により大幅に減少となっています。

【年間ガス供給量（工業用・商業用）の推移】



課題

- ・人口減少、省エネ意識の浸透、大口需要家の生産調整などによるガス需要の減少
- ・電気、プロパンガス、重油などの他エネルギーとの競合

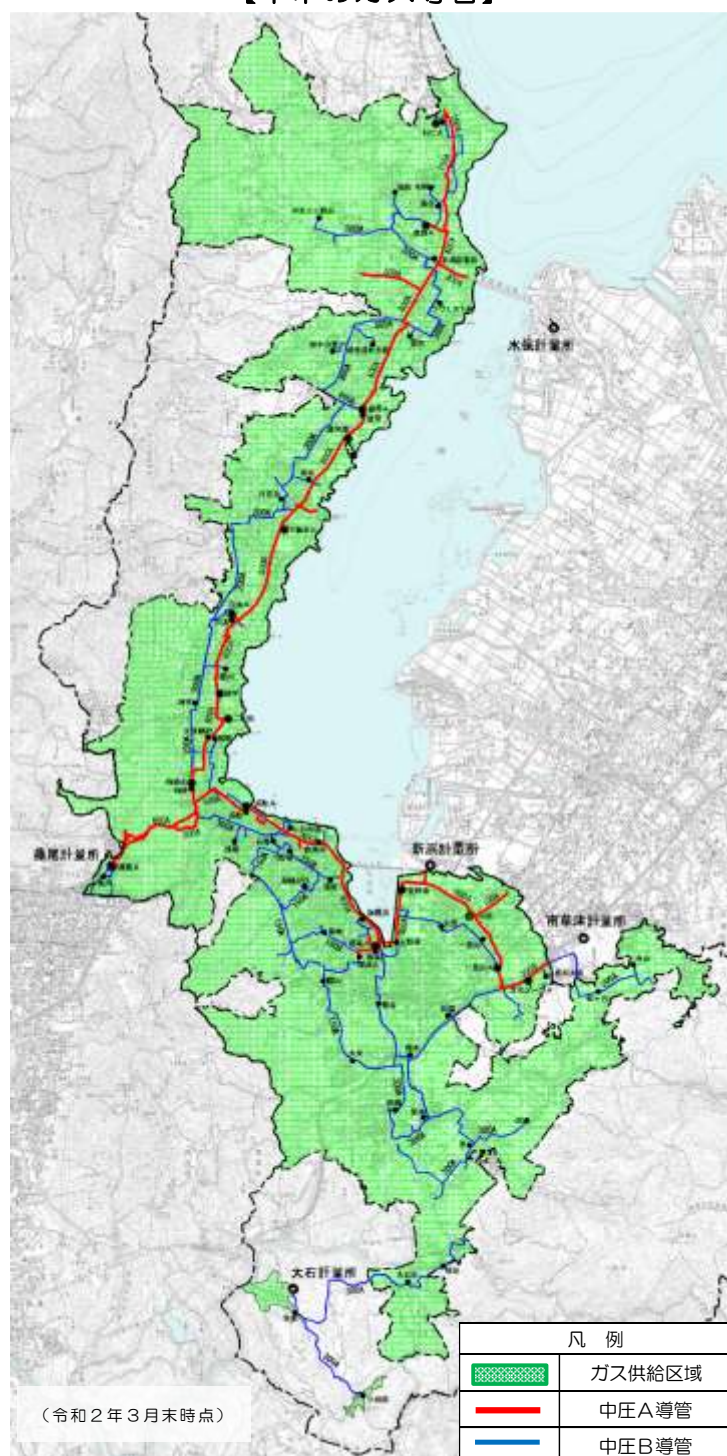
第3章 ガス事業の現状と課題

3 導管・施設の状況

(1) 導管

市内で供給される都市ガスは、5つの地域に設置された基メーター※¹を経由して、中圧A導管※²及び中圧B導管※³を用いて市内に受入れを行っています。

【本市のガス導管】



北部は守山市（水保）から堅田地域へ、中部は京都市から藤尾地域へ、南部は草津市（南草津及び新浜）から瀬田地域へ、他に大石地域からも受入れを行っています。

中圧A導管は、大津湖南幹線として、藤尾地域から三井寺町を経由して草津市（南草津及び新浜）まで口径600～300mmの導管を布設しています。また、大津北部幹線として、三井寺町から分岐して真野地域まで口径600及び400mmの導管を布設しています。

中圧A導管により輸送される都市ガスは中圧A整圧器（ガバナ）※⁴で圧力を調整し、中圧B導管により各地域へ輸送されます。中圧B導管として、北部は和邇地域まで、南部は南郷地域まで、東部は瀬田地域から田上地域まで口径300、200及び150mmの導管を布設しています。

中圧B導管により輸送される都市ガスは地区整圧器（ガバナ）※⁵で圧力を調整し、低压導管※⁶を介して各ご家庭などへ供給しています。

① 中圧、低圧導管の布設状況

令和元年度末の中圧導管（本管）の延長は、中圧A導管が51,408m、中圧B導管が110,382mで総延長は161,790mであり、原則、鋼管を使用し、全域的に電気防食による腐食対策を行っています。昭和50年まではアスファルトジュート巻鋼管（AJ管）※7を布設していましたが、現在では、防食効果の高いポリエチレン被覆鋼管※8を使用しています。

また、令和元年度末の低圧導管（本支管）総延長は、1,145,820mであり、鋼管、鋳鉄管、ポリエチレン管（PE管）※9の3種類を使用しています。新たに布設する口径200mm以下の導管については、耐震性及び耐久性に優れたPE管を使用しています。

中圧導管（本管）と低圧導管（本支管）を合わせた総延長は1,307,610mとなっています。

【導管（本支管）管種別布設延長（令和元年度末時点）】

（単位：m）

区 分	鋼 管	鋳 鉄 管	P E 管	計
中圧本管	161,620	170	0	161,790
低圧本管	14,947	418,624	184,567	618,138
低圧支管	212,800	0	314,882	527,682
合 計	389,367	418,794	499,449	1,307,610

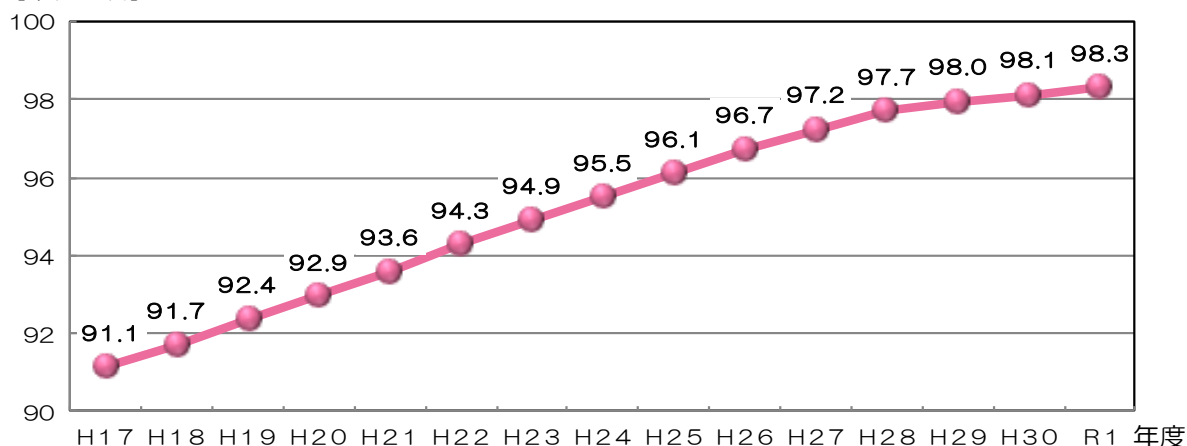
※低圧本支管 計 1,145,820m

② 導管の経年化状況

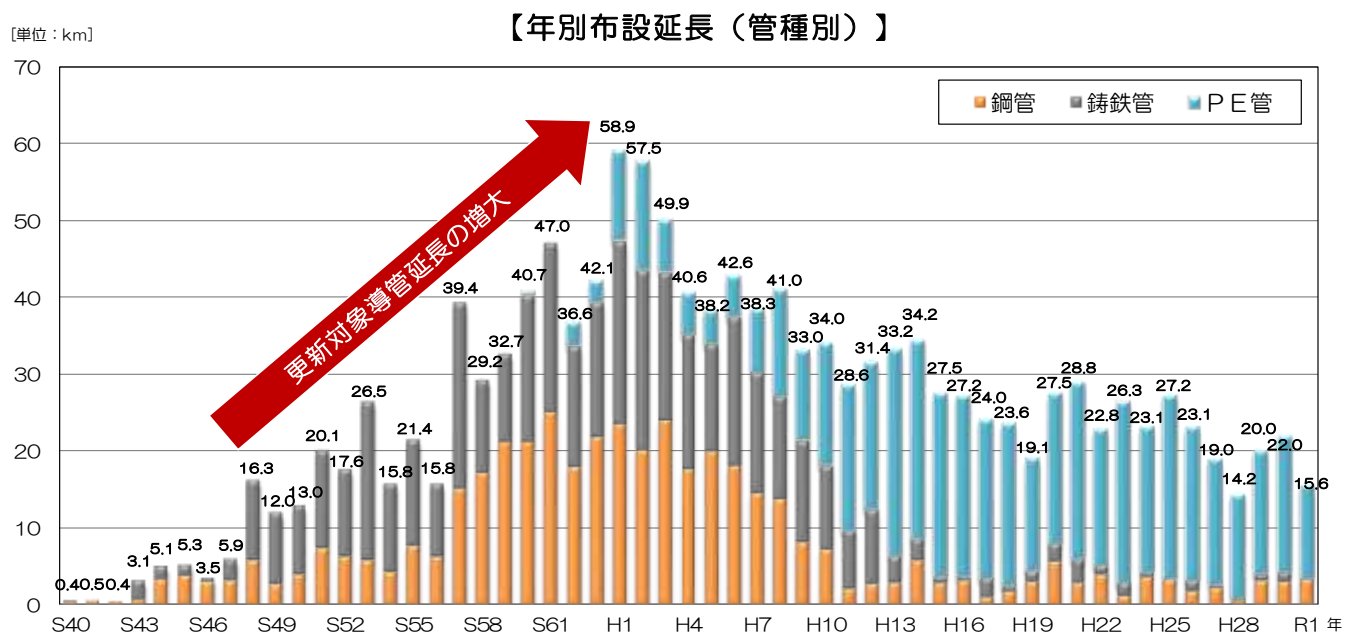
ガス導管は、昭和43年以降に急速に布設が進み、平成元年が布設のピークでした。地震への対策、腐食や経年化等によるガス漏れを防止するため、ガス型継手鋳鉄管※10、SE継手被覆鋼管※11及びAJ管については、計画的に耐震性及び耐久性の高いガス導管へ布設替えを行っており、今後も計画的に実施していく必要があります。

【単位：％】

【耐震化率※12の推移】



第3章 ガス事業の現状と課題



（２）整圧器（ガバナ）

本市の都市ガスの供給圧力は、中圧A、中圧B及び低圧の3つの区分があり、一般的なご家庭の使用圧力は低圧であるため、高い圧力の都市ガスは圧力を下げる必要があります。市内には、中圧Aから中圧Bに調整する中圧A整圧器を11箇所、各地域に供給するため低圧に調整する地区整圧器を58箇所設置しています。

市内の整圧器は、市役所に設置するガバナ遠隔監視制御システム※13により圧力や作動状況を一元的に管理しています。本システムにおいて24時間体制で供給状況を監視することにより、お客様に安全、安心で安定的に供給できるよう努めています。

なお、一般的なご家庭には低圧で供給しますが、工業用や商業用などの施設で多くの都市ガスを必要とされる場合は、中圧で供給を行います。



【整圧器】



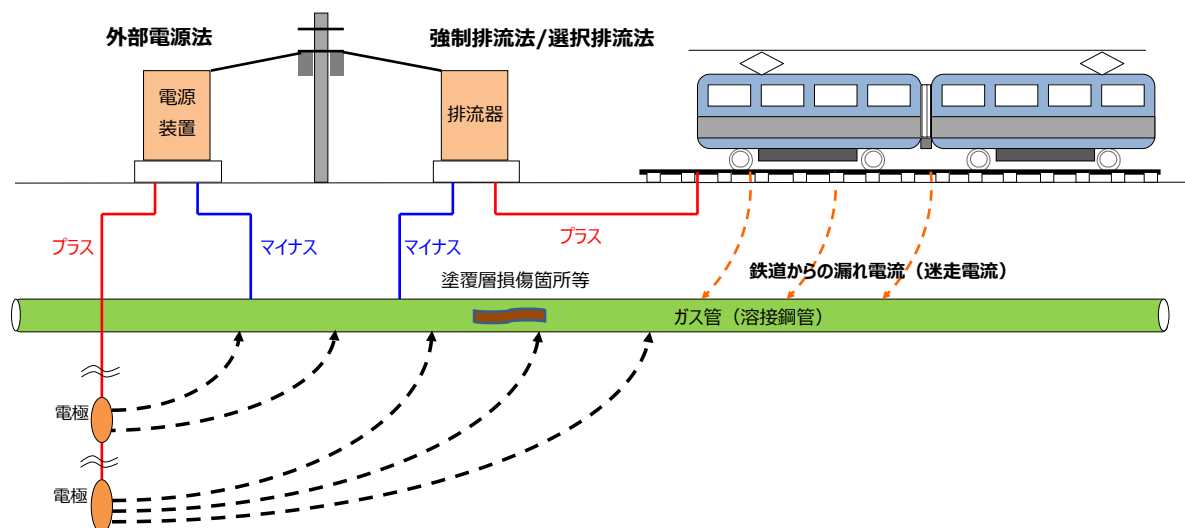
【ガバナ遠隔監視制御システム監視室】

【中圧A整圧器】

名 称	設 置 場 所	口 径	能 力
晴嵐A	晴嵐一丁目	200mm	56,000m ³ /時
御陵A	御陵町	150mm	37,400m ³ /時
一里山A	一里山六丁目	100mm	18,100m ³ /時
藤尾A	茶戸町	80mm	11,900m ³ /時
文化ゾーンA	瀬田南大萱町		
穴太A	唐崎三丁目		
わにA	和邇今宿	100mm	19,000m ³ /時
真野A	真野四丁目		
雄琴A	雄琴二丁目		
栗津A	栗津町		
浜町A	浜町	80mm	11,000m ³ /時

（３）電気防食設備

鉄道線路からの迷走電流※14等による導管（塗覆層損傷箇所等）の腐食を防ぐための設備であり、主に中圧導管を対象としており、市内各所に強制排流器※15 4基、選択排流器※16 6基、外部電源装置※17 2基を設置しています。



【電気防食設備の概要】

課題

- ・ 更新時期を迎えるガス導管や施設の計画的な更新
- ・ ガス需要の減少に対応した効率的な施設整備

第3章 ガス事業の現状と課題

4 保安対策

(1) ガス導管漏えい検査等

漏えい検査については、ガス事業法で4年に1回以上実施することが定められています。本市では重要幹線である中圧A導管と地震などによりガス漏えいの恐れがあるガス型継手鋳鉄管及び白ガス鋼管※18を使用している低圧導管を重要管理路線と位置づけ、毎年1回、その他路線については4年で全線1巡しています。

また、整圧器や水取器※19等のガス工作物についても定期的に点検・整備を行っており、その結果、ガス漏れ等異常が発見された場合は、速やかに対応しています。今後も、ガス事故の未然防止に努めていく必要があります。



【ガス導管漏えい検査の様子】

(2) 需要家保安対策

① 定期保安巡回（内管検査）

お客様のガス工作物（内管）にガス漏れがないか確認するため、ガス事業法に基づき4年に1回点検を実施し、ガス漏れがある場合には保安措置を実施し、お客様に速やかな改善を促しています。

② 経年埋設内管改善推進

お客様の資産である内管（敷地境界内のガス管）の劣化によるガス漏れ事故を未然に防止するため、経年埋設内管（土中に埋設している白ガス鋼管）を所有されている場合、改善の必要性についての啓発を実施し、取替を促進しています。

【経年埋設内管改善推進パンフレット】



③ マイコンメーター機能

各家庭等に取り付けているマイコンメーター（ガスメーター）については、震度5相当以上の地震が発生したときや、ガスがメーターの大きさにより定められた流量を超えて異常に流出した場合などは、自動的にガスを遮断する仕組みになっており、異常時の事態に備えています。

（３）ガス保安啓発

お客様に安全に都市ガスをご使用いただくため、パンフレットやチラシの配布、企業局広報紙「パイプライン」や企業局ホームページ等を活用し、経年管の改善促進や保安啓発に努めています。

（４）保安体制

一般ガス導管事業者として保安体制の充実を図るため、大津市ガス保安規程において、保安管理体制や保安教育、非常時の措置等を定め、本市職員のみならず委託業者を含め教育訓練等を行い、保安レベルの向上に努めています。

また、24時間365日の緊急出動体制として企業局保安センターを設置し、その緊急保安業務の運営をガス特定事業に係る附帯業務として運営権者が実施しています。今後も、保安の確保に万全を期すとともに、不測の事態に備える必要があります。

課題

- ・ ガス導管の経年化に伴うガス漏えい事故の未然防止
- ・ 保安管理体制の維持

第3章 ガス事業の現状と課題

5 災害対策・危機管理

(1) 地震対策

地震への対策としては、本市地域防災計画の想定地震動や被害想定などに基づき施策を実施しています。琵琶湖西岸断層帯の南部を震源とする地震については、平成21年度に国の地震調査研究推進本部（地震調査委員会長期評価部会）が同断層を震源とする地震の発生確率を、今後30年間でほぼ0%と評価しています。しかしながら、本市地域防災計画において「常に市域における最大の被害を想定し、防災対策を推進する。」と地震対策の方向性を示しています。

また、国においても東日本大震災や社会構造の変化を踏まえて「災害対策基本法」を大幅に改正し、今世紀前半にもその発生が懸念されている南海トラフを震源とする地震について、平成25年度に同地震に係る特別措置法を制定し、同法に基づき同地震対策推進基本計画を公表しました。これによって、滋賀県全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたため、本市地域防災計画においても同地震に対する対策を強化する必要性が盛り込まれました。そのため、東日本大震災での被害を教訓としながら、想定されるこれらの地震への対策をハード・ソフトの両面から継続的に強化していく必要があります。

(2) 新感染症対策

本市では、新型インフルエンザ等が国内外で大流行する状況を想定し、市民生活に欠くことができない水道、下水道及びガスのライフライン機能を維持するため、本市が行うべき対応・措置について「大津市企業局新型インフルエンザ等対策業務計画※20」（以下「業務計画」という。）として定めています。

令和元年12月以降、世界中に拡散している新型コロナウイルスへの対応においては、大津市企業局新型インフルエンザ等対策本部を設置し、業務計画に基づきライフライン機能を堅持するため優先業務を継続できる体制確保に努めています。加えて、職員の感染防止対策の観点から業務の実施手法等を見直すとともに、時差勤務やテレワーク、交替勤務を導入するなど、職員の勤務体制についても弾力的かつ機動的に対応しています。

なお、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の未知の新感染症の流行は予見できない上に、発生する事態も様々であると想定されることから、業務計画においては情勢の変化等に応じて適宜見直しを加え、迅速かつ的確に対応する必要があります。

（３）ガス導管のブロック化※21、ループ化への取組

大規模地震発生時に低圧の供給停止区域を最小化するため、ブロック単位でガスの供給停止や復旧ができるようにしています。また、導管での二次災害が防止できるように、各整圧器及び中圧A導管に2箇所設置したバルブ※22を遠隔で遮断できるシステムを構築しています。

さらに、災害によりガス導管が損傷した場合などに、別ルートからガスの供給ができるよう、ガス導管のループ化を進め、導管連結事業者※23からのガスの受入れ拠点を5箇所確保しています。今後も、災害等による供給停止などの被害を最小限に抑えられるよう努めていく必要があります。



【ガス導管のブロック化】



【緊急遮断弁】

（４）応急対策

大規模災害時など、ガスの供給が途絶えた場合に、医療施設等の重要施設において、臨時的にガス供給を行えるよう移動式ガス発生設備※24を保有しています。

また、避難所への貸し出し用カセットコンロ約1,500個、カセットボンベ約4,200本を備蓄しています。



【移動式ガス発生設備によるガス供給状況】

第3章 ガス事業の現状と課題

（５）防災訓練

災害時初動対応訓練や防災等に関する研修を実施することにより、危機対応力の向上に努めています。

（６）関係機関との相互協力体制の構築

不測の事態において、迅速かつ適切な緊急措置及び復旧作業を行えるよう、関係機関（一般社団法人日本ガス協会など）と応援協定を締結するなど、応援体制を確立しています。

また、導管連結事業者と相互応援が実施できるよう、定期的に合同訓練や情報交換会を行うなど、協力体制を構築しており、今後も継続的な取組が必要となります。

（７）危機管理マニュアルの整備

災害や事故等に迅速かつ適切に対応できる体制の整備を図るため、企業局災害対策要綱※25をはじめ、業務継続計画（BCP）※26、新型インフルエンザ等対策業務計画及び災害時等受援計画※27など各種危機管理マニュアルを策定しています。今後も、適宜各種マニュアルの見直しを行うとともに、定期的に訓練を実施するなど、危機管理体制の強化を図っていく必要があります。

（８）情報通信技術の活用

災害発生初期においては、通信の混乱が予想される中で被害状況の収集や迅速な体制作りが要求されるため、初動対応の業務用携帯電話を災害時優先電話に設定するなどの対策を講じています。

また、企業局ホームページを活用し、復旧状況等の情報を掲載することで、お客様への迅速な情報提供に努めています。

課題

- ・ 危機管理体制の強化
- ・ 新感染症対策の強化
- ・ 災害発生時におけるガス供給の確保
- ・ 関係機関との相互協力の推進

6 お客様サービス

（１）お客様センターの設置

お客様の利便性の向上を図るため、これまで料金収納サービスの多様化に努めてきました。これまでの主な導入実績は下表のとおりです。

なお、平成31年4月からのガス特定事業の開始により、ガス料金の設定や徴収等は運営権者の業務分担となっていますが、お客様の利便性を確保するため、本市が料金収受等業務を運営権者から受託し、効率的な取組の推進を図っています。

【これまでの主な導入実績】

○口座振替の実施	昭和39年
○ハンディターミナル※28の導入	平成元年
○コンビニエンスストア収納の導入	平成16年
○クレジットカード払いの導入	平成24年
○開閉栓申し込みの電子申請の導入	平成26年
○スマートフォンアプリ払いの導入	令和元年
○LINE開閉栓申込の導入	令和2年



【企業局お客様センター】

（２）広報活動

お客様に都市ガスに関する様々な情報をお知らせするため、企業局広報紙「パイプライン」（年4回発行）、企業局ホームページなどで情報提供を行っています。

また、企業局がお客様から信頼され、お客様のくらしを支えるパートナーであり続けるために、未来を見据えた広報を行うための道しるべとして、令和元年11月に「大津市企業局広報戦略」を策定しました。

今後、お客様が求めている情報はもとより、ガス事業が抱える課題をわかりやすくお伝えし、お客様の声に応える仕組みを充実させていく必要があります。

第3章 ガス事業の現状と課題

（3）高齢者宅安全点検

ひとり暮らし等の高齢者に水道・下水道・ガスを安心してお使いいただくことを目的に、水道・下水道・ガスの安全点検を実施しています。

課題

- お客様の利便性の確保
- 広報活動の充実
- お客様サービスの充実

7 環境への配慮

工事を行う際には、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械を使用することで環境対策を促進しています。

また、工事で発生するアスファルト塊及びコンクリート塊の処理については、再資源化に努めるとともに、ガスパ布設工事で生じる建設発生土については、土を必要とする工事との工事間で情報を共有し、再利用を進めています。

さらに、検定満期により取り外したガスメーターは、製造メーカーにて部品交換等を行うことで、再利用に努めています。

今後も、環境に配慮した循環型社会を実現するため、継続的な取組が必要となります。

課題

- 環境対策機器の使用促進
- 資源の有効利用

第3章 ガス事業の現状と課題

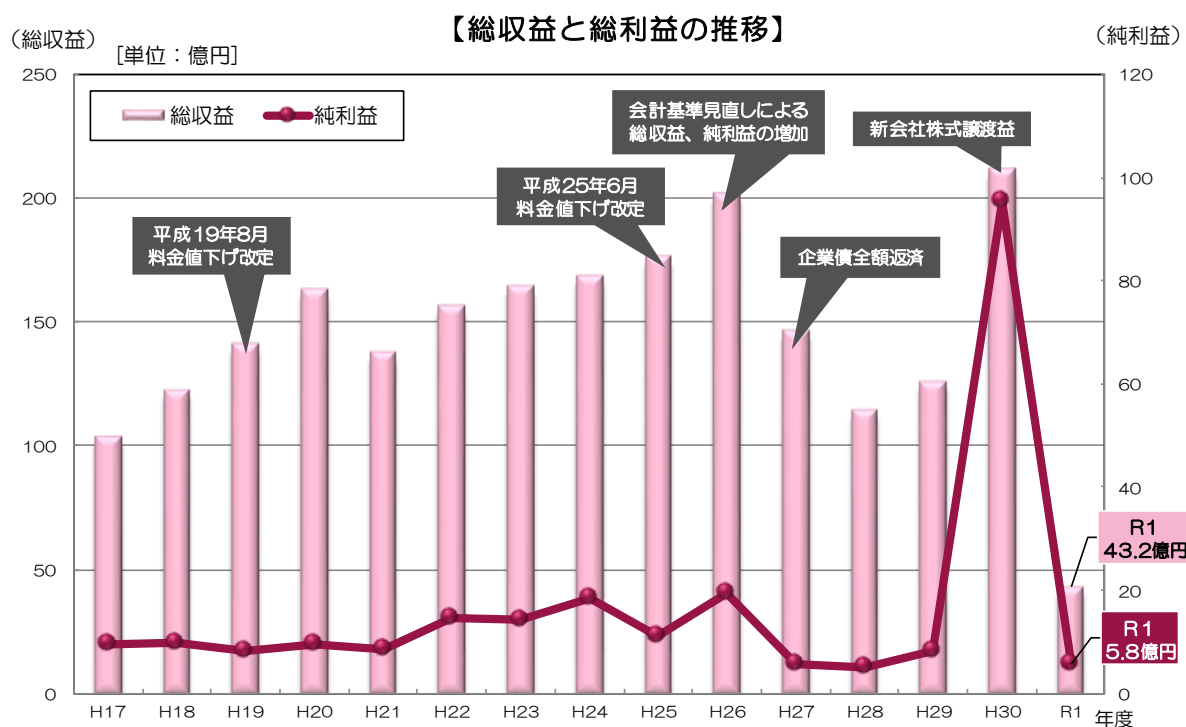
8 経営の状況

(1) 財政状況

これまでの本市ガス事業においては、都市ガスの小売事業を収益の柱とし、経費削減等効率的な経営に努めることで、純利益※29を計上し続けてきました。平成31年4月からは、ガス特定事業の実施に伴い、本市はガス導管等の整備や託送管理等を行う一般ガス導管事業者となり、主な収益がお客様からのガス料金から、ガス小売事業者から徴収する託送供給料金へと大きく転換しました。このことにより、ガス小売販売の影響を受けず安定した収入が見込める一方、近年の都市ガス需要の減少に伴い、経費削減等による更なる経営の効率化に努めてきました。

また、毎年、託送収支計算書等を作成することで託送供給関連業務に関する収益や費用を整理しており、平成29年度から令和元年度の実績における託送供給に係るコスト（1 m³あたりの原価）は、平成28年度に想定したコスト（1 m³あたりの原価）と比較して増加となりました。

今後、人口減少により、さらに供給量の減少が予測されることから、安定した事業継続のため、より一層の経営基盤の強化が必要となります。



（２）経営の効率化

常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進を図ることは、公営企業に課せられた使命です。

これまで健全経営の維持に努めてきましたが、その一層の推進を図るため、「大津市（ガス事業）中期経営計画」（第Ⅰ期：平成18～21年度、第Ⅱ期：平成22～24年度、第Ⅲ期：平成25～28年度）及び本計画を策定し、これらの計画を事業運営の指針とし、執行管理してきました。

① 資金の運用管理

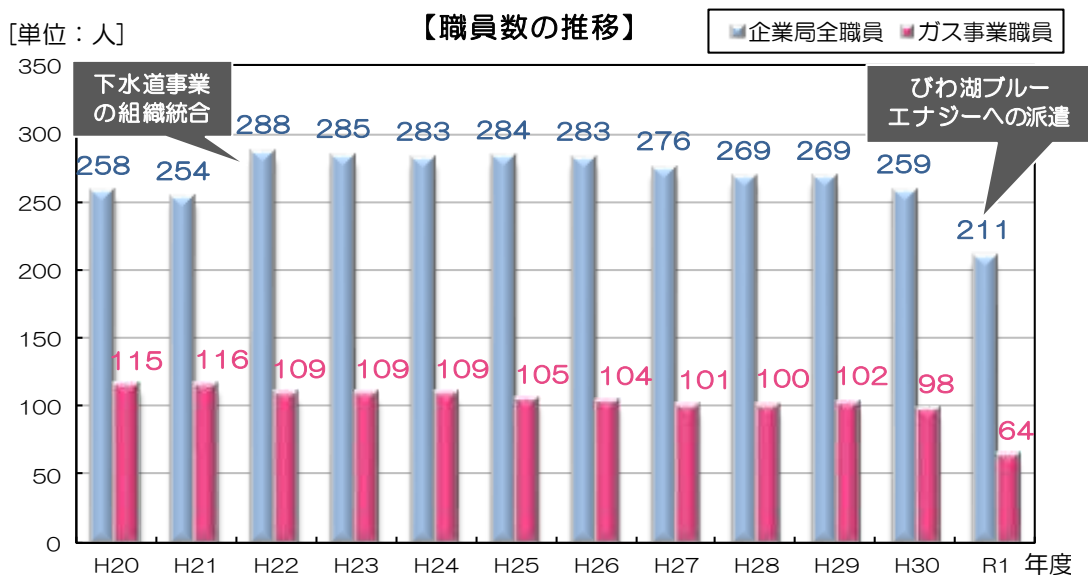
平成27年度に資金の安全性及び効率性を確保した上で、最も効率的な資金管理の実現を図ることを目的に資金管理プロジェクトを立ち上げました。

資金運用については、可能な限り多くの運用収益を得るため、定期預金や有価証券による運用を行い、保有債券の受取利息以外にも、債券の売却に伴う売却益を獲得してきました。

資金調達については、平成27年度に企業債※30の一括繰上償還を実施して以降、これまで無借金の状態を維持しています。

② 定員管理の適正化

本市企業局は、水道・下水道・ガスの3事業を経営しているため、企業局全体として目標を定め、定員管理の適正化に努めてきました。今後も、適正な定員管理により、限られた人員の中で安定的かつ効率的な経営を実施するため、事業環境の変化に対応した組織体制を確立していく必要があります。



第3章 ガス事業の現状と課題

③ 人材育成

本市では、職場内研修を人材育成の中心とし、職場内研修と自己啓発を有機的に関連づけ、意欲的に業務ができる人材の育成を行い、活力ある組織づくりを目指しています。

昭和62年に開設した「研修センター」や外部研修機関などを活用しながら、また、他の事業者との合同研修や技術継承を目的として作成した動画教材などによって、ガス事業職員が減少している状況においても、技術の継承及び向上を図っています。今後も、専門的知識を有する職員の育成に努めていく必要があります。



【研修センターでの研修の様子】

④ 官民連携の推進

お客様ニーズに柔軟に対応し、質の高いサービス提供を行うことを目的とした「株式会社大津ガスサービスセンター※31」を平成5年に、修繕業務の効率化と体制強化を目的とした「株式会社パイプラインサービスおおつ※32」を平成12年に、それぞれ本市も出資を行い設立しました。

平成18年には開閉栓業務を、平成19年には検針業務を全面的に民間委託し、さらなる経営の効率化を図るため、平成22年4月に「企業局お客様センター」を開設して、開閉栓業務、検針業務、窓口業務及び料金収納業務を包括的に民間委託するなど、これまでも民間活用を推進してきました。

平成30年11月には、ガス特定事業を実施するため、官民共同出資の会社（びわ湖ブルーエナジー株式会社）を設立しました。

⑤ 水道事業及び下水道事業との連携

本市では、水道・下水道・ガスの3事業を経営している特性を生かして、総務・経理部門を一元化し、工事については3事業を共同して工事を行っています。今後も、経費削減と業務の効率化に努めていく必要があります。

また、3事業の連携を強化するため、平成27年度には、「水道部」と「ガス部」を「水道ガス部」に組織統合し、さらに平成29年度からは、「水道ガス部」と「下水道部」を統合し、「技術部」と「施設部」に再編することで、更なる業務の効率化を進めています。

⑥ ICT※33の有効活用

迅速かつ効率的な業務の推進並びにお客様サービスの向上を図るため、令和2年度に大津市企業局デジタルトランスフォーメーション戦略※34を策定しました。今後は、ICTの有効活用を推進していく必要があります。

課題

- 経費削減等による経営の効率化
- 職員のスキルアップ、技術の継承
- 水道事業や下水道事業との連携による更なる業務の効率化
- ICTの有効活用

第3章 ガス事業の現状と課題

9 料金体系

(1) 託送供給料金

本市の託送供給料金※35は、ガス事業法の改正に伴い、平成16年4月に年間10万m³以上使用する大口需要家向けの託送供給料金を新設し、平成29年4月に全てのお客様を対象とした託送供給料金を新たに設定しました。現行の料金体系は、定額基本料金と従量料金の2部料金で構成される標準託送供給料金と、定額基本料金と従量料金に流量基本料金※36を加えた3部料金で構成される選択的託送供給料金があり、選択的託送供給料金は、適用条件により高倍率託送供給料金と大量輸送託送供給料金に分類されます。

また、託送供給料金については、毎年、ガス事業法の規定に基づく託送収支計算書等を作成し、近畿経済産業局による監査を受けており、今後も、料金水準等の検証に努めるとともに、適正な料金水準を維持していく必要があります。

【標準託送供給料金（税抜）】

適用区分			定額基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/m ³)
その他期	料金表 A	0 m ³ から 500 m ³ まで	350	60.14
	料金表 B	500 m ³ を超え 2,000 m ³ まで	4,000	52.84
	料金表 C	2,000 m ³ を超え 5,000 m ³ まで	18,000	45.84
	料金表 D	5,000 m ³ を超える場合	32,000	43.04
冬期	料金表 E	0 m ³ から 500 m ³ まで	350	60.14
	料金表 F	500 m ³ を超え 2,000 m ³ まで	2,000	56.84
	料金表 G	2,000 m ³ を超え 5,000 m ³ まで	8,000	53.84
	料金表 H	5,000 m ³ を超える場合	25,000	50.44

※その他期は4～11月検針分であり、冬期は12～3月検針分です。

※低圧導管未利用に係る従量料金単価減算額※37が適用されることがあります。

【選択的託送供給料金＜高倍率託送供給料金＞（税抜）】

適用区分		定額基本料金 (円/月)	流量基本料金 (円/m ³ ・月)	従量料金単価 (円/m ³)
料金表 I	・契約年間託送供給量が1万m ³ 以上 ・契約年間託送供給量がメーター能力の600倍以上	3,350	130.00	9.01

※低圧導管利用に係る従量料金単価加算額※38が適用されることがあります。

【選択的託送供給料金＜大量輸送託送供給料金＞（税抜）】

適用区分		定額基本料金 (円/月)	流量基本料金 (円/㎡・月)	従量料金単価 (円/㎡)
料金表 J	・契約年間託送供給量が10万㎡以上	29,360	410.00	3.01
料金表 K	・左記の料金のどちらかを選択	7,660	260.00	4.37

※低圧導管利用に係る従量料金単価加算額が適用されることがあります。

（２）最終保障料金

最終保障供給は、いずれのガス小売事業者とも小売供給契約の交渉が成立しないお客様に対して、本市が都市ガスを小売供給する制度です。

料金は、使用区分等に応じてお支払いいただく基本料金と、使用量に応じてお支払いいただく従量料金により構成しています。都市ガスの原料となる液化天然ガス（LNG）及び液化石油ガス（LPG）は、為替レートや原油価格等により変動することから、毎月、貿易統計に基づき調整額を算定し、基準単位料金を調整することで、従量料金単価を決定しています。

なお、社会経済情勢等の事業状況環境が変化した場合などは、必要に応じて料金改定を行います。

【最終保障料金（10%税込）】

適用区分		基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/㎡)
料金表 A	0 ㎡から 20 ㎡まで	842.29	193.82
料金表 B	20 ㎡を超え 50 ㎡まで	1,273.48	172.26
料金表 C	50 ㎡を超え 100 ㎡まで	1,405.48	169.62
料金表 D	100 ㎡を超え 200 ㎡まで	1,543.76	168.24
料金表 E	200 ㎡を超え 500 ㎡まで	2,335.76	164.28
料金表 F	500 ㎡を超える場合	3,643.20	161.66

※基準平均原料価格 65,360円/トン

課題

- ・適正な料金水準の維持

第3章 ガス事業の現状と課題

10 公共施設等運営権事業の実施

本市では、ガスの小売全面自由化による経営環境の変化や人材・組織面の脆弱化などのガス事業が抱える課題に対し、最適な事業の運営形態について検討を進めた結果、平成31年4月よりガス特定事業を開始しました。

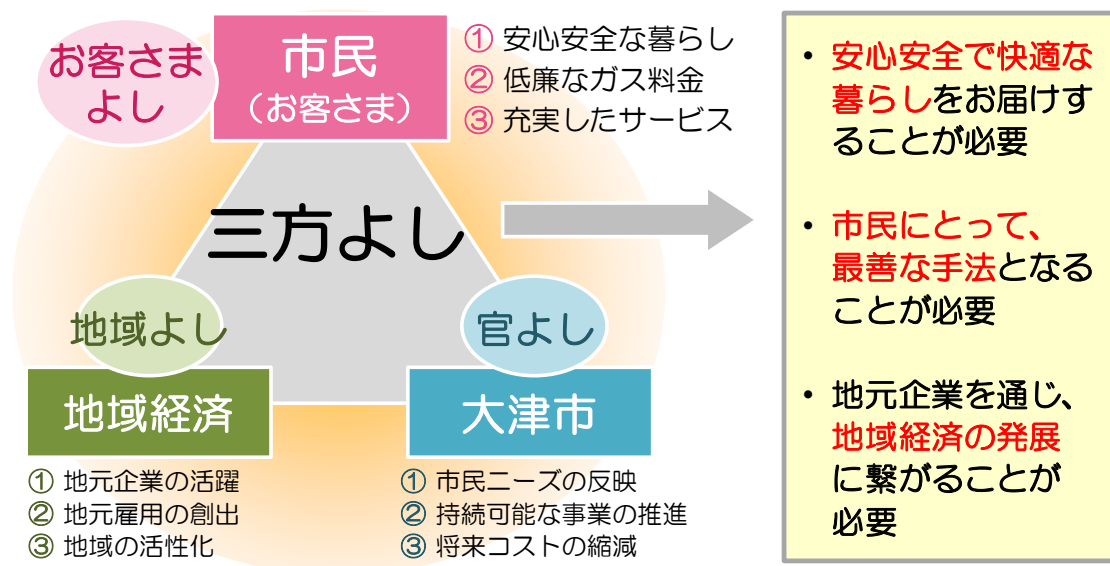
（１）ガス事業の在り方検討

平成29年4月のガス小売全面自由化に伴い、本市のガス事業は公営事業であるため、法的な制約により、ガス事業以外の附帯事業や他業種とのセット販売を自由に行えないことや、機動的な料金設定が困難であることから、他ガス小売事業者への契約切替が進み、経営状況が悪化することが予想されました。さらに、職員の高齢化や全国的に進む公務員の定数適正化に伴い、緊急保安体制の維持や技術継承が困難になっていくことが想定されました。

このことから、これらの課題に対し、平成29年に学識経験者等で構成する「大津市ガス事業の在り方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、将来の本市ガス事業の在り方についての検討を行いました。本検討にあたっては、基本的な考え方を「お客さまよし」「地域よし」「官よし」の「三方よし」として、検討を進めました。

その結果、検討委員会から「大津市において公営でガス事業を継続することは困難であると判断する。公営方式に代わる事業運営形態としては、市と民間事業者との官民連携による新会社を設立した上で、公共施設等運営権制度※39を活用する方式が定性面及び定量面の評価から最適であるとする。」との答申を受けました。

【基本的な考え方】



（２）事業者選定と事業開始に向けて

検討委員会の答申に基づき「大津市ガス特定運営事業等実施方針」を取りまとめ、平成30年4月に民間事業者の公募を開始しました。平成30年10月に事業者選定を行った結果、大阪ガス株式会社（代表企業）・JFEエンジニアリング株式会社・水道機工株式会社のグループをパートナー企業（優先交渉権者）として決定しました。

平成30年11月にはパートナー企業と共同出資の新会社（びわ湖ブルーエナジー株式会社）を設立し、同年12月に新会社と大津市ガス特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書を締結しました。

【パートナー企業からの提案内容】

三方よしその1 お客さまよし 企画提案における具体的な内容 ① 具体的な引継計画、市からの技術継承と代表企業の技術との発展的な承継、代表企業のノウハウ活用による業務品質の高度化 ② 家庭用一般料金の約1%の値下げとその他メニューで約1~3%の値下げ ③ 社会情勢等踏まえた新たな料金メニューの導入		① 安心安全な暮らし ② 低廉なガス料金 ③ 充実したサービス
三方よしその2 地域よし 企画提案における具体的な内容 ① 地元委託先企業への発注関係の維持、既存出資会社との連携（従来委託業務の承継、人材育成、経営支援）、地元企業の育成 ② 地元人材の優先採用 ③ ダイバーシティ推進への配慮	① 地元企業の活躍 ② 地元雇用の創出 ③ 地域の活性化	三方よしその3 官よし 企画提案における具体的な内容 ① 長期的な安心、安全なガス事業の継続 ② 安定的で提案内容と整合した事業計画 ③ ガス・水道事業に係る業務費用の低減
		① 市民ニーズの反映 ② 持続可能な事業の推進 ③ 将来コストの縮減

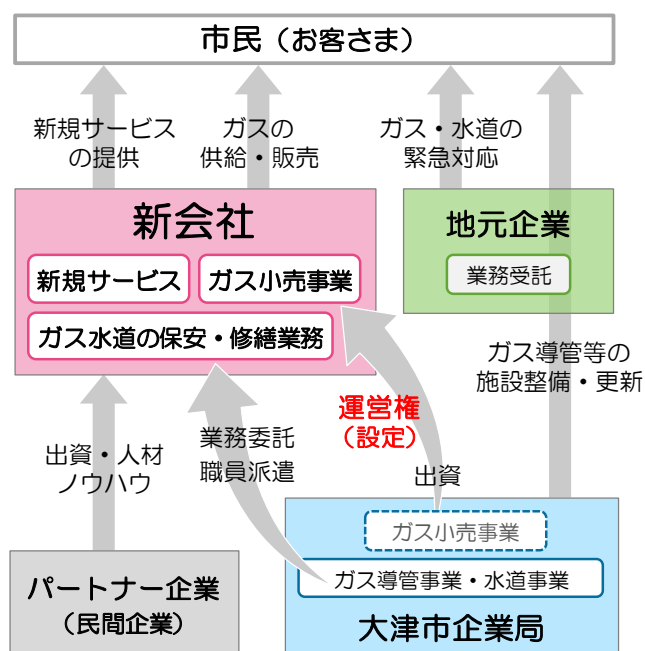
（３）大津市ガス特定運営事業等の開始

平成31年4月にPFI法※40に基づく公共施設等運営権事業としてガス特定事業を開始しました。これにより、本市が長年にわたり蓄積してきたガス事業運営における経験等に加え、パートナー企業の民間事業者としての経営手法や様々なノウハウ等を最大限活用し、小売事業については機動的な事業推進を確保する一方、導管事業については本市が

第3章 ガス事業の現状と課題

一般ガス導管事業者としての責務を継続して緊急保安体制等の業務を運営権者に実施させることで、両者の相乗効果が発揮され、厳しい経営環境の中においても、お客様に安全、安心で安定したガス供給を継続していくことを目指しています。

なお、ガス特定事業の事業期間は20年間としています。

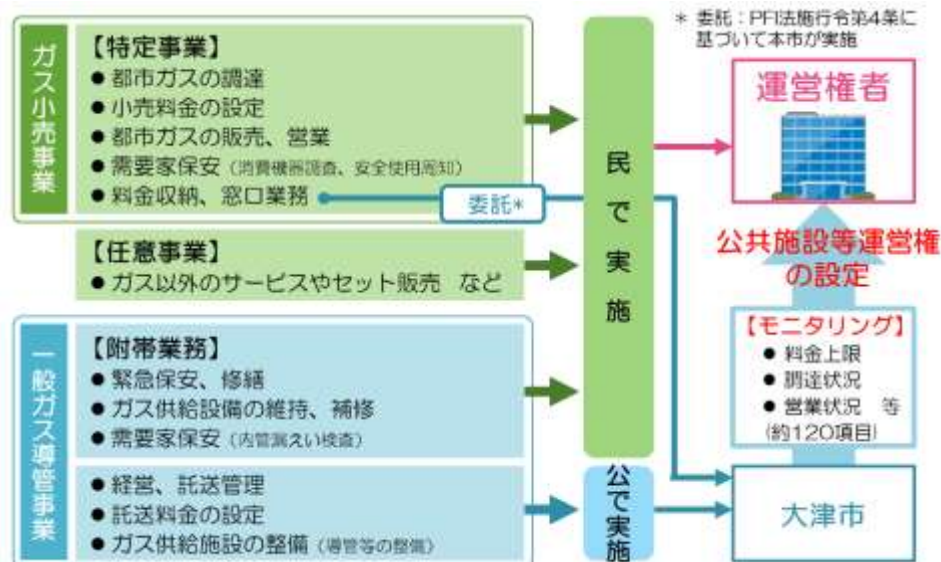


【ガス特定事業のスキーム概要】

（４）本市と運営権者の業務分担

本市の導管に関する業務の一部は、ガス特定事業の附帯業務として運営権者が実施しています。

なお、業務の履行に関して、運営権者が約定（実施契約書及び要求水準書等）に従い適切かつ確実にサービスの提供が実施されているかを確認するため、監視・検証（モニタリング）を行っており、今後も適正に実施していく必要があります。



【ガス特定事業の業務分担】

課題

- ・運営権者に対する適切なモニタリング
- ・モニタリングに係るノウハウの継承

11 目標等の達成状況

本計画における施策目標、経営目標及び経営指標の達成状況等の概況は次のとおりです。

（１）施策目標

白ガス鋼管残存延長については、残存している路線が私道であり、施工するためには土地所有者の承諾が必要となり、承諾が取得できない路線が残存していることから目標未達成となりました。

その他の目標については、概ね達成しました。

（２）経営目標

現預金残高については、令和元年度は一般会計へ85億円を納付したことにより目標を下回りましたが、その他の目標については達成しました。

（３）経営指標

有形固定資産減価償却率※41、管路経年化率※42及び管路更新率※43については、業務発注の調整等を行ったことにより、全国公営ガス事業者の平均値（平成30年度）を下回りました。

その他の指標については、全国公営ガス事業者の平均値（平成30年度）を上回りました。

課題

- ・ 未達成項目の対策
- ・ 達成状況等に見合った目標値の設定

第4章 基本方針と主要施策

1 基本方針

本市では、ガス事業を通じ、お客様の10年、20年後の生活と地域インフラを守り、夢があふれるまち大津の実現に向けて取り組んでいきます。

お客様の「暮らし支えるパートナー」として、お客様から信頼されるガス事業者であり続け、安全、安心なガスライフを支え続けることを目指します。

その取組の方向性を示す基本方針について、次のように定めます。

I. 安全、安心で安定したガス供給の確保

II. 持続可能な健全経営の維持

I 安全、安心で安定したガス供給の確保

ガスは暮らしを支えるライフラインであり、「安全」で「安心」してお使いいただくことが最も重要です。腐食や経年化等によるガス漏れを防止し、また、地震などの災害時にも安心してガスをお使いいただけるよう、今後も継続したガス導管の更新や地震などの災害に強い施設の整備を進めていきます。

また、安全点検の実施などにより、ガス事故の未然防止に努めるとともに、万一、事故等が発生した場合でも、迅速かつ適切な対応ができる保安体制を維持していきます。

II 持続可能な健全経営の維持

これまでも常に事業経営の適正化や業務の効率化など、安定した健全な経営に努めてきました。

今後も、適正な託送供給料金の水準を維持しつつ、近年のガス需要に応じた施設の適正化や民間委託等の推進により経費削減を図ることで、効率的で効果的な組織体制、事業経営のもと、持続可能で健全な経営に努めます。

2 施策体系図

基本方針と主要施策の体系図は次のとおりです。

課題

<基本方針>

I 安全、安心で安定したガス供給の確保

<主要施策>

- (1) ガス導管の新規整備
- (2) ガス導管の耐震化
- (3) 導管・施設の更新
- (4) 保安対策の充実
- (5) 危機管理体制の強化

<基本方針>

II 持続可能な健全経営の維持

<主要施策>

- (1) 事業経営の適正化
- (2) 経費削減及び業務の効率化
- (3) お客様サービスの向上
- (4) 広報活動の充実
- (5) 情報公開及びお客様ニーズの把握
- (6) 高齢者宅安全点検の実施
- (7) 運営権者における業務実施状況の確認
- (8) 人材育成と活力ある組織づくり
- (9) 環境負荷低減施策の推進
- (10) 建設工事業者における施工技術及び品質の向上

【施策体系図】

※ 課題については、「第3章 ガス事業の現状と課題」を参照

第4章 基本方針と主要施策

3 SDGsへの取組

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、社会・経済・環境面における「持続可能な開発」を目指す、先進国も途上国も含めた平成 28 年から令和 12 年までの国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを掲げています。

日本国政府においても、平成 28 年 5 月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」（本部長：内閣総理大臣）を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議」の議論を受けて、平成 28 年 12 月に実施指針と 8 つの優先的課題を決定・発表し、政府が地方自治体を含むあらゆるステークホルダー※1 と協力して SDGs の推進に取り組むことを示しています。

これを受け、本市においても、平成 29 年 4 月に SDGs への取組を表明し、平成 29 年 7 月に庁内推進組織である「大津市 SDGs 推進会議」を設置するとともに、SDGs に積極的に取り組んでいます。

本計画においても、ガス事業そのものが SDGs の理念と一致することから、各施策と SDGs の目標との関係性を整理し、積極的に取組を推進していきます。

【SDGsにおける17の目標】



4 基本方針Ⅰ (安全、安心で安定したガス供給の確保)



(1) ガス導管の新規整備

公営の一般ガス導管事業者として、より多くのお客様に快適な都市ガスをお使いいただけるよう長期的に導管整備を進めます。令和元年度末の導管総延長は約1,307kmであり、令和14年度末の目標を総延長1,392kmとして整備を進めます。

【ガス導管の整備計画（全体計画）】

実績 (R2は見込み)		計 画 期 間											
		前期				中期				後期			
R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
		本支管総延長											
1,307km	1,317km				1,344km				1,369km				1,392km

※計画期間（令和3～14年度）における整備計画延長は、75kmです。

① 未供給地域へのガス導管整備

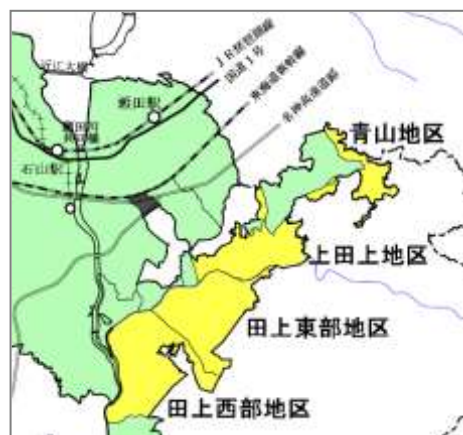
未供給地域への整備計画としては、和邇地区、伊香立地区、田上西部地区、田上東部地区、上田上地区及び青山地区における導管整備を重点的に進めます。これらの地区においては、主要な導管を計画的に整備し、それ以外の導管については需要見込みや要望など地域の状況等に応じて優先度を考慮し、効果的な整備に努めます。

【供給区域の拡大及び供給区域における未供給地域への整備計画】

<北部地域>



<東部地域>



※黄色部分は、導管整備を重点的に進める、6地区を示しています。

第4章 基本方針と主要施策

【未供給地域の整備計画】

地区	総延長	実績 (R2は見込み)	計 画 期 間												R15以降
			前期				中期				後期				
			R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
和邇	33,748m	H23～18,083m	5,374m								1,800m				8,491m～R30
伊香立	17,202m	H23～12,094m	2,460m												2,648m～R22
田上西部	17,925m	H19～17,306m								619m					
田上東部	11,703m	H24～3,839m	1,338m			2,448m								4,078m～R25	
上田上	9,872m	H23～5,140m	490m		1,820m								2,422m～R24		
青山	6,788m	H24～3,951m	1,362m				789m								686m～R21

主要な導管

それ以外の導管

- ◆和邇地区 和邇中浜、和邇高城の一部、和邇中、和邇南浜、和邇今宿、小野の一部
- ◆伊香立地区 伊香立向在地町の一部、伊香立生津町、伊香立上在地町、伊香立北在地町、伊香立下在地町の一部、伊香立南庄町の一部、伊香立上龍華町、真野佐川町の一部
- ◆田上西部地区 枝四丁目、里一丁目～四丁目、里五丁目の一部、里六丁目の一部、関津一丁目～五丁目、関津六丁目の一部、稲津四丁目、黒津五丁目、太子一丁目、太子二丁目
- ◆田上東部地区 石居二丁目、枝一丁目～三丁目、森一丁目～三丁目、羽栗二丁目、羽栗三丁目、新免一丁目、新免二丁目、堂二丁目、中野三丁目
- ◆上田上地区 堂一丁目、芝原一丁目、芝原二丁目、中野一丁目、中野二丁目、牧一丁目、牧二丁目、平野一丁目、平野二丁目の一部
- ◆青山地区 桐生一丁目、桐生二丁目、桐生三丁目の一部、平野三丁目

② 宅地開発等のガス導管整備

宅地開発事業や集合住宅等の建築事業に伴うガス供給申請に基づき、新規のガス需要に対して、既存ガス導管網を活用しつつ効率的なガス導管の整備を進めます。

③ 新設道路等のガス導管整備

新設の道路築造事業による沿道地域へのガス供給を目的として、ガス導管の整備を計画的に行います。また、道路改修事業に伴い周辺地域へのガス安定供給を目的に、効果的にガス導管の再整備を進めます。

④ ループ化に伴うガス導管整備

災害等によりガス管が破損した場合でも安定したガス供給を維持するため、別ルートから都市ガスの供給（ループ化）ができるようガス導管の整備を進めます。

【ループ化の整備計画】

地区	総延長	実績 (R2は見込み)	計 画 期 間											
			前期				中期				後期			
		R2以前	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
二本松	3,225m	H21～2,750m	475m											
南郷	3,354m	H21～3,216m		138m										
大石	1,270m									1,270m				
青山	1,760m					1,760m								

目標項目	令和元年度末 実績	令和6年度 目標 (前期)	令和10年度 目標 (中期)	令和14年度 目標 (後期)
ガス導管総延長（本支管）（km）	1,307	1,344	1,369	1,392

第4章 基本方針と主要施策

(2) ガス導管の耐震化

地震などによりガス漏えいの恐れがあるガス型継手鋳鉄管及びSE継手被覆鋼管を、耐震性に優れたポリエチレン管やポリエチレン被覆鋼管等に布設替えを行い、地震に強いガス導管網の整備を進めます。

なお、耐食性にも優れたポリエチレン管を採用することにより、経費削減を図ります。

【非耐震ガス導管の布設替計画】

実績 (R2は見込み)		計 画 計 画											
		前期				中期				後期			
R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
ガス型継手鋳鉄管 の布設替													
5,466m	4,766m				2,366m				0m				
SE継手被覆鋼管 の布設替													
13,249m	12,249m				5,699m				3,799m				2,099m
耐震化率													
98.3%	98.6%				99.3%				99.6%				99.7%

※ガス型継手鋳鉄管、SE継手被覆鋼管の数値は残存延長です。

※耐震化率の算定は、ガス導管総延長に対するガス型継手鋳鉄管、SE継手被覆鋼管、白ガス鋼管以外の導管延長の割合としています。



【ガス型継手】



【SE継手】

目標項目	令和元年度末 実績	令和6年度 目標 (前期)	令和10年度 目標 (中期)	令和14年度 目標 (後期)
耐震化率 (%) (耐震管延長/ガス導管総延長)	98.3	99.3	99.6	99.7

(3) 導管・施設の更新

① 導管

土壌による腐食や経年化等によりガス漏えいの恐れがあるアスファルトジュート巻鋼管及びGM型継手鋳鉄管※₂については、アセットマネジメントを活用した新たな更新計画を基に、耐食、耐震性に優れたポリエチレン管やポリエチレン被覆鋼管等に布設替えを行います。

また、SGM継手被覆鋼管※₃についても、今後更新の対象と位置づけ、古いものから順次更新していきます。

更新においては、耐食、耐震性に優れたポリエチレン管等を採用し、また、口径の大きい管はダウンサイジング（縮小）を検討することにより、経費削減を図ります。

【経年ガス導管の布設替計画】

実績 (R2は見込み)		計 画 期 間											
		前期				中期				後期			
R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
アスファルトジュート巻鋼管 の布設替													
21,403m	20,503m				17,103m				15,803m				14,403m
				(繰延長) 147,380m	147,030m				145,630m				144,230m
GM型継手鋳鉄管 の布設替													
				(繰延長) 86,240	83,440m				74,940m				63,040m
SGM継手被覆鋼管 の布設替													

※数値は残存延長です。



【ポリエチレン被覆鋼管布設工事状況】



【SGM継手部分からのガス漏えい状況】

第4章 基本方針と主要施策

② ガス整圧器室及び整圧器

整圧器を収容している建物（整圧器室等）のうち、本市所有のものは、令和元年度末で62箇所あります。近年設置したものは鋼製のユニットタイプを使用していますが、古いものはブロック造や鉄筋コンクリート造のものが大半を占めます。

このことから、整圧器室については、整圧器を守る重要な構造物として、公共施設（建物：鉄筋コンクリート造）の耐用年数である50年を経過したものを順次改修し、あわせて、整圧器についても更新を行っていきます。ユニットタイプを採用することにより、工事費や今後の維持管理費などの経費削減を図ります。

今後は、改修対象施設54箇所のうち令和14年度末までの目標を11箇所として改修を進めます。

【整圧器室及び整圧器の改修計画】

改修箇所	計 画 期 間											
	前期				中期				後期			
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
11箇所						3箇所			8箇所			



【鉄筋コンクリート造】



【ユニットタイプ】

③ 電気防食設備

鋼管の腐食を防ぐための電気防食設備については、各設備の受け持つエリア（管理ブロック）を見直すとともに、耐用年数の目安である20年を経過したものを順次更新していきます。

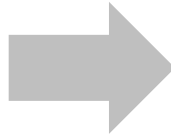
今後は、改修対象施設13基（既存12基、新規1基（前期））について、令和14年度末までの目標を外部電源装置6基、選択排流器7基として更新を進めます。

【電気防食設備の更新計画】

対象施設	改修基数	計 画 期 間											
		前期				中期				後期			
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
外部電源装置	6基		3箇所 →				3箇所 →						
選択排流器	7基					5箇所 →				2箇所 →			



【更新前】



【更新後】

目標項目	令和元年度末 実績	令和6年度 目標 (前期)	令和10年度 目標 (中期)	令和14年度 目標 (後期)
アスファルトジュート巻鋼管 残存延長 (m)	21,403	17,103	15,803	14,403
GM型継手铸铁管残存延長 (m)	147,380	147,030	145,630	144,230
SGM継手被覆鋼管残存延長 (m)	86,240	83,440	74,940	63,040
ガス整圧器室及び整圧器改修 (箇所)	—	—	3	8
外部電源装置更新 (基)	—	3	3	—
選択排流器更新 (基)	—	—	5	2

第4章 基本方針と主要施策

（４）保安対策の充実

① 保安確保のための連携及び協力

本市は、一般ガス導管事業者として、ガス特定事業の開始後も各小売事業者と適切に連携、協力を行い、ガスを安心してお客様にお使いいただけるように保安活動を推進、展開していきます。

② ガス導管漏えい検査

ガス事業法に基づき、ガス導管網全線を4年で1巡できるよう計画的に検査を行います。さらに、重要幹線である中圧A導管及びガス型継手鋳鉄管と白ガス鋼管を使用している低圧導管の路線については、自主的に毎年検査を実施することで、ガス漏えいを早期に発見し、保安の確保とガス事故の未然防止に努めます。

③ ガス供給に係る設備（整圧器、電気防食施設等）の整備点検

毎年、整圧器、バルブ及び橋梁添架管などの定期点検や機能試験を実施します。

また、電気防食施設については本市で定めている「電気防食施設の点検基準」に基づく作動状況等の定期点検を実施することで、安全なガス供給に努めます。

④ 保安体制の確保及び企業局保安センターの設置

将来にわたり保安体制を維持していくため、令和元年度から、企業局保安センターを設置しました。保安センターでは、ガス漏れ等の緊急保安業務やガス導管の緊急修繕業務について、ガス特定事業の附帯業務として運営権者が実施しています。民間ノウハウ等を最大限活用し、保安水準の向上と安定供給を確保するとともに、本市職員の派遣により、これまで培ってきた保安に関する専門技術を承継し、お客様にこれまでどおり安全にガスをお使いいただけるよう努めます。

⑤ 定期保安巡回の充実

法令に基づき、定期的（４年に１回）に全てのお客様宅を訪問し、一般ガス導管事業者が内管（お客様の敷地内のガス管）の検査を行い、ガス小売事業者が、お客様のガス機器が正常に機能していることを確認して、機器を安全に使用していただけるよう消費機器調査と周知を行います。

また、一般ガス導管事業者とガス小売事業者において、適切な保安連携を図ることにより、これまでどおり１回の訪問で安全点検を実施できるように努めます。



【点検の様子】

⑥ 経年埋設内管改善の推進

経年劣化によるガス漏れ事故を未然に防止するため、経年埋設内管（土中に埋設している白ガス鋼管）の改善を進めていきます。お客様に改善の必要性についての説明を行い、本市の補助金制度の活用によりお客様の費用負担軽減を図りながら、取替を推進します。

【大津市ガス経年埋設内管改善工事補助金】

補助条件	次の１から６のいずれにも該当する場合 １．灯外内管部にガス経年埋設内管（土中に埋設されている白ガス管）を所有していること。 ２．自己の費用負担にて改善工事を行うこと。 ３．本市の水道料金、下水道使用料及び最終保障供給に係るガスの料金を滞納していないこと。 ４．申請建物に引き込まれているガス経年埋設内管全ての改善工事を行うこと（灯外内管部に限る）。 ５．他の補助金交付の対象物件でないこと。 ６．ガス工事の申込みが、大津市指定ガス工事店から本市に提出し審査合格していること（工事着手前までに補助金申請を行い、本市より交付決定を受けること）。
補助対象経費	本市に申請されるガス工事代金（税抜）のうち、灯外内管部分の改善工事に係る費用
補助金額	補助対象経費の２分の１の額とし、１,０００円未満の端数は切り捨てる。 なお、限度額は既設ガスメーター（本市所有）の１号数につき１０,０００円の割合で計算した額とする。

第4章 基本方針と主要施策

（５）危機管理体制の強化

① 災害対策

災害や事故に迅速かつ適切に対応できる体制の強化を図るために「企業局災害対策要綱」や「業務継続計画（BCP）」等の危機管理に関する計画やマニュアルを検証し、必要に応じて随時見直しを行い充実に努めます。

また、これまでも訓練等で培った技術や知識を被災自治体への職員派遣（応援）や局内の情報共有・連携に生かしているところですが、引き続き災害時初動対応訓練や防災等に関する研修を実践的に実施する中で、危機対応力の向上及び情報伝達の迅速化を目指すとともに、職員間の情報共有を円滑にするため、公用スマートフォンを活用することで、指揮本部と現場との間で動画や写真データを迅速に情報共有し、的確な指揮を行います。



【臨時供給訓練の様子】

② 関係機関との相互協力

災害等発生時に迅速かつ適切な対応が図れるよう、関係機関（一般社団法人日本ガス協会など）との相互応援体制を確立しています。今後も、日常の予防保全や被災後の復旧活動に有効な技術、材料、工具類等についての各種情報収集や調査を行い、関係機関との連携を密にすることで、不測の事態に対応できる協力体制を強化するとともに、導管連結事業者との合同訓練や意見交換会についても、引き続き実施します。

また、事前の防災対策として、実働または机上の訓練を通じて応援協定の実効性を検証するとともに、必要に応じて地域性等を踏まえた新たな協定の締結も検討し、災害時等における対応力の一層の強化に努めます。

【災害支援協定等】

名称	相手方
災害時における応急、復旧対策活動に関する 応援協定	大津市水道瓦斯工事店協同組合
災害時における応急救援活動への応援に関する 協定	一般社団法人滋賀県LPガス協会 大津連合支部
災害時における応援に関する協定	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
地震・洪水等非常事態における救援措置要綱	一般社団法人日本ガス協会

③ 災害時におけるお客様への迅速な情報発信

これまでも、災害や事故発生時においては、企業局ホームページによるお客様への情報提供を行ってきましたが、ICTを有効活用し、これまでより迅速な情報提供を行います。

④ ガス導管のブロック化の見直し、ループ化の推進

大規模災害発生時の供給停止区域の最小化のために構築しているブロック化（供給区域を5エリアで分割）については、導管整備による耐震化の状況などに応じ、供給継続性を高めるため、更なるエリアの細分化を進めていきます。

また、災害等によりガス管が破損した場合でも安定したガス供給を維持するため、別ルートから都市ガスの供給ができるようガス導管のループ化を推進します（P.40 第4章「4（1）ガス導管の新規整備 ④ループ化に伴うガス導管整備」を参照）。

⑤ 新感染症対策の強化

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の未知の新感染症の流行は予測されるものでなく、発生する事態も様々であると想定されることから、業務計画においては、情勢の変化等に応じて適宜見直しを加え、迅速かつ的確な対応に努めます。

また、お客様との非接触型の対策を推進し、新しい生活様式への取組を進めていきます。

第4章 基本方針と主要施策

5 基本方針Ⅱ (持続可能な健全経営の維持)



(1) 事業経営の適正化

① 託送供給料金の検証

平成28年12月に大津市託送供給約款の認可を受け、平成29年4月より託送供給料金を設定しています。託送供給料金については、毎年、ガス事業法の規定に基づく託送収支計算書等を作成し、その水準が適正かどうかを検証しています。また、その結果について、所管官庁である近畿経済産業局の監査を受けています。

今後も、供給区域内戸数や託送供給量の動向、財政状況の見通しなどを注視するとともに、当面は、現行の託送供給料金の水準を維持していきます。

② 一般会計からの繰入金※4と適正な経費負担

ガス事業は地方公営企業の基本原則である独立採算制のもと、一般会計からの繰入金は、繰出基準（総務省通知）に基づくもののみにて運営しています。今後もこの方針を堅持し、事業を継続していきます。

③ 資金管理の効率化

資金管理については、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金管理が図れるよう努めています。

資金運用については、定期預金のほか、満期保有目的有価証券によるラダー型運用※5など、安全性、流動性を確保しつつ、より多くの利息収入を確保するために様々な形態により運用していきます。

④ 自主財源の確保

ガス施設用地で現在遊休地となっている土地の売却や貸付を進め、収入の確保に努めていきます。また、引き続き、広報紙「パイプライン」等への広告掲載による収入の確保にも努めます。

（２）経費削減及び業務の効率化

① 上下水道工事との連携

水道事業及び下水道事業も経営している特性を生かし、古くなったガス管の更新事業などに合わせ、上下水道管も同時に更新していくなど、効率的な運営を行います。また、舗装復旧工事等を一括で行うなどにより工事費の軽減を図ります。

② 新技術の活用

新製品や新工法について検討を行い、機能の向上や経費の節減等につながる新たな技術の採用に積極的に取り組みます。

③ 民間委託の推進

効率的な業務の実施を目的に、ガス内管及びガス栓工事に係る受付審査業務の民間委託を実施しています。また、お客様センター業務の効率化と業務内容の見直しを行い、更なるお客様サービスの拡充に努めます。

④ システムの活用

ガス小売全面自由化やガス特定事業の実施に伴う料金システム等の改修において、ガス小売事業と一般ガス導管事業の情報分離を図ることや、運営権者への円滑な業務移行を図るなど、適正な事務処理に努めています。

また、管路情報を反映するマッピングシステムの再構築、遠隔検針ができるスマートメーター※⁶の導入に向けた調査研究を進めていきます。

その他、CAD積算システム※⁷については、多様化する積算形態に柔軟に対応し、適正かつ効率的に工事設計書等の作成が可能となるよう令和元年度に再構築を行いました。

今後も、事務の効率化やコスト削減などの観点から、システムの効果的な運用に努めます。

第4章 基本方針と主要施策

（３）お客様サービスの向上

① ICT活用の推進

スマート自治体※⁸への転換やSociety5.0※⁹の到来など情報化を取り巻く状況が急速に変化していく中、令和2年度に策定した大津市企業局デジタルトランスフォーメーション戦略に基づき、迅速かつ効率的な業務の実現並びにお客様サービスの向上に向けて、ICT・デジタルの活用を推進します。

また、施策の企画立案において、データの利活用を進めます。

② お客様センターの充実

お客様サービスの継続と、水道・下水道・ガス事業の３事業一体での効率化のため、お客様センターにおいて実施してきたガス料金の収納業務及びガスの開閉栓の受付業務については、原則、これまでどおりお客様センターで実施します。これは、PFI法施行令（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令）第4条に基づいて、公共施設等運営権者からの委託を受けて実施するものです。

（４）広報活動の充実

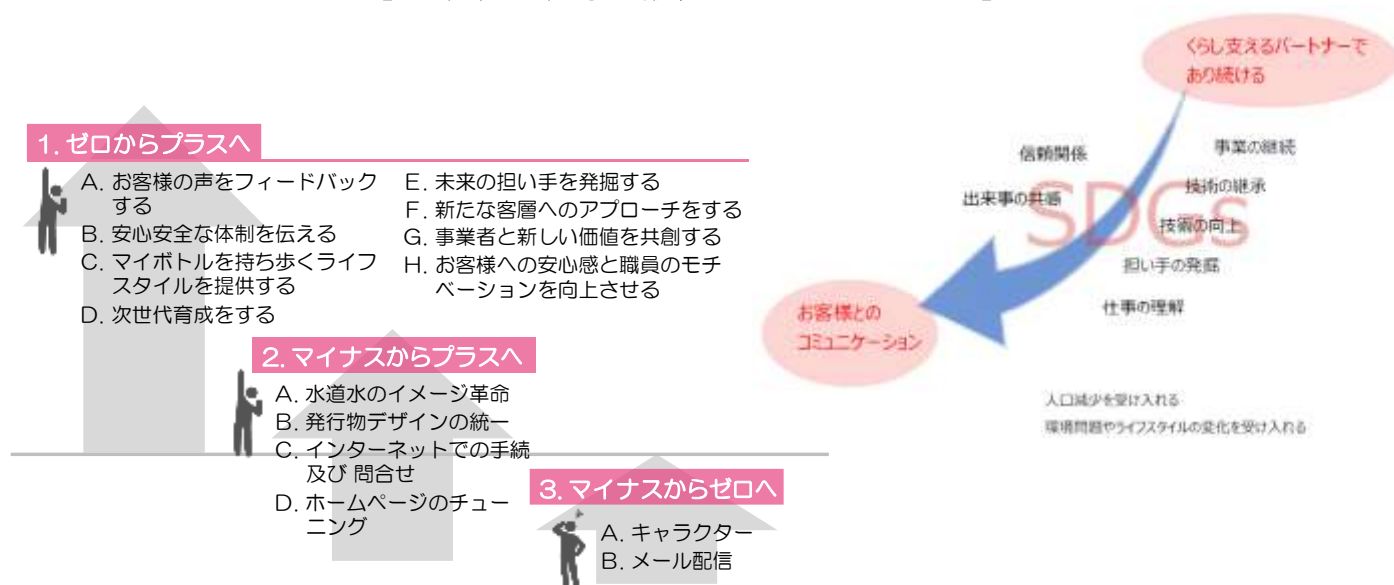
お客様が安心してガスをお使いいただけるように、また、ガスの仕組みや経営状況等をわかりやすくお伝えするように、紙媒体の広報紙、ホームページ及びSNS等を活用して広報活動の充実に取り組みます。

なお、広報活動は「大津市企業局広報戦略」に基づき、お客様と企業局とのコミュニケーションを高めることに重点を置き、SDGsを意識して戦略的に実施していきます。



【企業局広報紙「パイプライン」】

【大津市企業局広報戦略のダイジェスト】



（５）情報公開及びお客様ニーズの把握

お客様の生活に関連する重要な条例の制定や各種計画の策定等については、「大津市企業局パブリックコメント制度実施要綱※10」に基づき、その計画案等を公表し、お客様の意見をお聞きして生かしていきます。なお、本計画のレビュー及び見直し等により、大幅に改訂する必要がある場合は、パブリックコメントを実施します。

第4章 基本方針と主要施策

（６）高齢者宅安全点検の実施

定期保安巡回に加えて、高齢者のお客様には安全に安心してガスをお使いいただくため、ひとり暮らし等高齢者宅の安全点検を、引き続き定期的に実施していきます。



【ひとり暮らし等高齢者宅安全点検の様子】

（７）運営権者における業務実施状況の確認

ガス特定事業の実施に伴い、運営権者が約定（実施契約書及び要求水準書等）に従い適切かつ確実にサービスの提供が実施されているかを確認するため、平成31年3月に策定した大津市ガス特定運営事業等モニタリング実施計画書に基づき、適切にモニタリングを実施していきます。

また、事業期間を通じてモニタリングを実施していく必要があるため、導管業務における技術知識等に係るノウハウの継承に努めます。

さらに、本市モニタリング結果については、外部有識者で構成する大津市ガス特定運営事業等検証委員会において検証を行います。

【ガス特定事業におけるモニタリングの概要】

モニタリング事項	基本的な視点
1 経営・財務等に関する事項	・実施契約書（要求水準書含む）、企画提案書に基づき適切に経営されているか ・事業計画に基づき適切に経営されているか
2 ガス小売に関する事項	・実施契約書（要求水準書含む）、企画提案書、事業計画に基づき適切に業務実施されているか ・料金上限の範囲内で、適切な料金設定ができているか
3 附帯業務（ガス導管、LPガス、水道）に関する事項	・実施契約書（要求水準書含む）、企画提案書、事業計画に基づき適切に実施されているか
4 非常時及び緊急時の対応に関する事項	・実施契約書（要求水準書含む）、企画提案書、事業計画に基づき適切に実施されているか
5 任意事業に関する事項	・公序良俗に反する業務でないか ・会社経営及びガス小売に悪影響を及ぼしていないか
6 事業終了時に関する事項	・本事業等の事業期間中の成果、実績の状況を検証

（８）人材育成と活力ある組織づくり

① 職員の育成と技術継承

緊急保安体制の再構築を図るため、平成31年4月から緊急保安業務については、ガステ定事業に係る附帯業務として運営権者が実施しています。運営権者へは企業局職員を派遣し、これまで本市が培ってきた保安に関する専門技術を承継しています。

なお、本市は、一般ガス導管事業者としてライフラインの管理、運営を担っていることから、高い技術力を維持していくため、毎年策定している「企業局職員研修計画」に基づく実務研修、所属内研修や派遣研修を行うことで人材を育成していくとともに、外部研修への積極的な参加の推進や専門的な技術や知識を文書及び映像化したものを活用して内部研修を強化し、研修効果の更なる向上と次世代の職員への技術の継承を図ります。

また、複数事業の専門的知識と技術を修得した職員（マルチ職員）については、組織としての相乗効果と連携強化、職員としての能力向上と幅広い対応力の確保が期待されることから、その特性や適用範囲等を検証しつつ、その育成を推進します。

加えて、会計知識や経営感覚を有する人材など各種業務における人材についても育成する必要があるため、OJTを活用した職場内研修の実施や外部機関の研修会への参加も積極的に進めます。

さらに、ガス事業に深く関わる公的資格の取得への支援を行い、職員の自己啓発を促進するとともに、一般ガス導管事業者としての技術力の向上を図ります。

【企業局職員研修における重点項目】

（１） 実務対応能力の向上

- ・ 職員研修により求められる能力や役割を自覚させ、連帯感の醸成を図ります。
- ・ 派遣研修を推進し、積極的に民間等外部機関の知識やノウハウ等を取り入れます。
- ・ 機器類の基本操作等をはじめとする、各事業に共通する知識や技術の習得を図ります。

（２） 災害時対応能力の向上

- ・ 災害等の緊急時を想定した実効性のある実務研修を拡充し、技術レベルの向上を図ります。

（３） 経営意識の向上

- ・ 企業局内の研修や各種の派遣研修を活用し、経営意識の向上を図ります。
- ・ 多様な視点からアイデアを出し、固定概念に捉われない斬新な企画を立案する能力の向上を図ります。

第4章 基本方針と主要施策



【職員研修の様子】

目標項目	令和元年度末 実績	令和6年度 目標 (前期)	令和10年度 目標 (中期)	令和14年度 目標 (後期)
内部研修時間 (時間) (職員が1年間に内部研修を受けた時間×人数) / 全職員数	14.1	14.5	15.0	15.5

② 効率的な組織体制づくり

公営企業としてお客様サービスの向上を図るとともに持続可能な経営を行うため、「組織のスリム化」「危機管理体制の強化」「職員技術力の向上」を目指して、ICTの積極的活用により生産性を高めるとともに、適正な定員管理に努め、常に企業局全体の組織体制を検証する中で、環境の変化に適応できる効率性の高い組織体制の構築を進めます。

③ 経理事務担当者会議の定期開催

平成28年度より、本市が中心となり公営企業における「経理事務担当者会議」を定期開催しており、近隣10団体の経理事務担当職員が定期参集し情報交換することで、課題や知見を共有し、専門性を向上させています。

今後の取組として、企業会計システムの共同化や会計士の共同委託などを検討し、さらなる連携強化とコスト削減を図ります。

（９）環境負荷低減施策の推進

① エネルギー・環境政策の推進

世界規模で進むCO2削減に向けた取組の強化・脱炭素化の要請や自然災害の頻発化などに伴うエネルギー供給体制のレジリエンス※11強化の重要性が高まっています。国では第6次エネルギー基本計画※12の策定に向け、昨今の国内外の情勢を踏まえ、3E+S（安全性、エネルギーの安定供給、経済効率性の向上及び環境への適合）を目指す上での課題を再整理するとともに、エネルギーの安定的かつ低廉な調達、「脱炭素社会」の実現、自然災害時にも素早く回復するエネルギー供給基盤の確保に向けた政策の方向性について検討が進められており、本市としても一般ガス導管事業者として検討状況の把握に努めます。

② 工事施工時における環境負荷の低減

工事を行う際には、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用を促進します。工事使用材料については、再生材料の使用を促進し、アスファルト塊及びコンクリート塊の適切な処分による再資源化を推進します。さらに、ガスパ布設工事で生じる建設発生土については、再利用を進めます。

③ ガスメーターの再利用

検定満期により取り外したガスメーターは、製造メーカーにて部品交換等を行い、再利用に努めます。

（１０）建設工事業者における施工技術及び品質の向上

平成27年度に、優秀な成績で工事を施工した受注者に対する、優良建設工事業者表彰制度を設けました。今後も、この表彰を通じて、より品質の高い工事の施工や建設技術の向上を図ります。

第4章 基本方針と主要施策

6 施策目標

主要施策の進捗管理を的確に行うため、施策ごとに目標項目を定め、前期、中期、後期の各期末時点に、達成度を評価します。

I 安全、安心で安定したガス供給の確保

目標項目	令和元年度末 実績	令和6年度 目標 (前期)	令和10年度 目標 (中期)	令和14年度 目標 (後期)
ガス導管総延長（本支管）（km）	1,307	1,344	1,369	1,392
耐震化率（％） （耐震管延長／ガス導管総延長）	98.3	99.3	99.6	99.7
アスファルトジュート巻鋼管 残存延長（m）	21,403	17,103	15,803	14,403
GM型継手鋳鉄管残存延長（m）	147,380	147,030	145,630	144,230
SGM継手被覆鋼管残存延長（m）	86,240	83,440	74,940	63,040
ガス整圧器室及び整圧器改修（箇所）	—	—	3	8
外部電源装置更新（基）	—	3	3	—
選択排流器更新（基）	—	—	5	2

II 持続可能な健全経営の維持

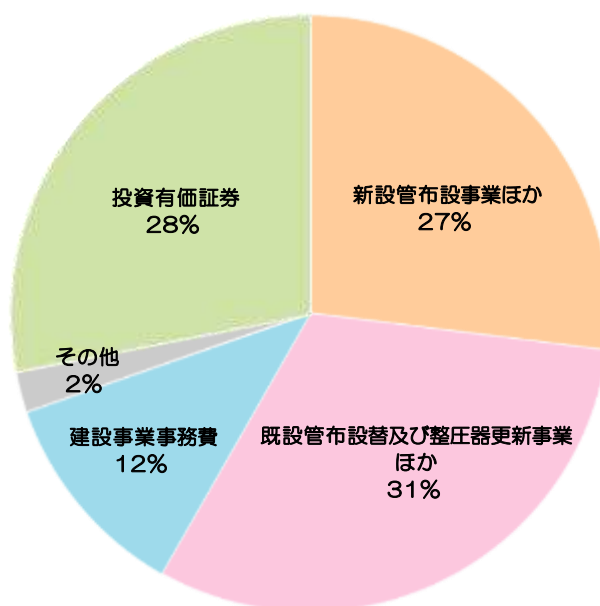
目標項目	令和元年度末 実績	令和6年度 目標 (前期)	令和10年度 目標 (中期)	令和14年度 目標 (後期)
内部研修時間（時間） （職員が1年間に内部研修を受けた時間×人数）／全職員数	14.1	14.5	15.0	15.5

7 総事業費

本市の目指すガス事業を実現するため、令和3年度から令和14年度までの各事業の建設改良費などに要する費用は下表のとおりであり、総事業費としては約175億円です。主な建設改良事業としては、導管の整備と耐震化、導管及び施設の更新であり、本計画の推進により、効率的で効果的な投資を行います。

項 目	事業費（億円）			
	前期 令和3～6年度	中期 令和7～10年度	後期 令和11～14年度	計
新設管布設事業ほか	16.2	15.7	15.2	47.1
既設管布設替及び整圧器更新事業ほか	18.2	19.0	17.4	54.6
建設事業事務費	6.8	6.8	6.5	20.1
その他	1.1	1.7	1.0	3.8
小 計	42.3	43.2	40.1	125.6
投資有価証券	17.0	16.0	16.0	49.0
小 計	17.0	16.0	16.0	49.0
合 計	59.3	59.2	56.1	174.6

【項目別事業費の割合】



第5章 投資・財政計画

1 経営目標の設定

本計画の改訂にあたり、令和14年度まで継続的に達成すべき経営目標として、引き続き、本計画策定時の3つの経営目標を設定します。

令和元年度以降、ガス特定事業の実施に伴い、本市は一般ガス導管事業者としてガス導管事業を中心とした経営となりましたが、今後もガス供給量の減少により託送供給収益が減少することが予測されます。

そのため、新たなアセットマネジメントに基づき事業を実施するなど、様々な対策を実施することで、公営企業として安定した事業運営を行います。

経営目標

① 現状の現預金残高の水準を維持する。

収支バランスの均衡を図り、将来にわたり安定した経営を継続していくために、現状の現預金残高等の水準を維持します。

② 企業債の借入を原則行わない。

企業債に頼ることなく安定的な経営を遂行することとし、新たな企業債の借入は原則行いません。

③ 当年度純利益（収益的収支）を確保する。

必要な事業にあてる資金を確保するため、継続的に当年度純利益（収益的収支）を確保します。

2 投資・財政計画

投資・財政計画については、経営の効率化・健全化の取組を踏まえて投資と財源の試算を行い、必要に応じて試算の見直しを加えながら収支の均衡がとれた計画となるよう調整していきます。

なお、建設改良費については、需要想定などの結果を踏まえ、30年間の財政シミュレーションを実施し、事前に上限額を設定した上で算出しています。

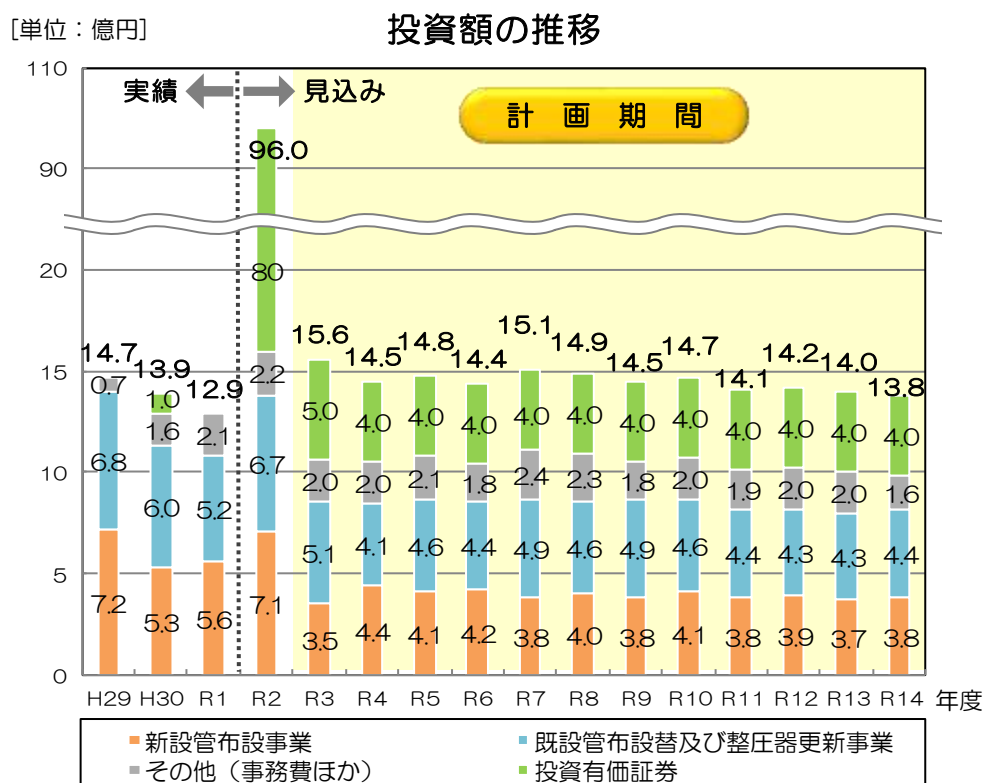
(1) 投資に関する取組

① 投資試算

平成29年度から令和元年度においては、新設管布設事業や既設管布設替事業等の実施により、各年度の投資額は13～15億円で推移していました。

令和2年度においては、将来的な人口減少等を見据え、利息収入の確保を目的に満期保有目的有価証券の購入費用80億円を計上しており、他年度と比較し多額の事業費を計上しています。令和3年度以降は、施設の計画的な更新、老朽施設の耐震化など重要度・優先度を踏まえ、令和14年度までの各年度における投資額を13～16億円とし、事業の平準化を図っています。

なお、12年間の計画期間内で、約175億円の投資額が必要になると試算しました。

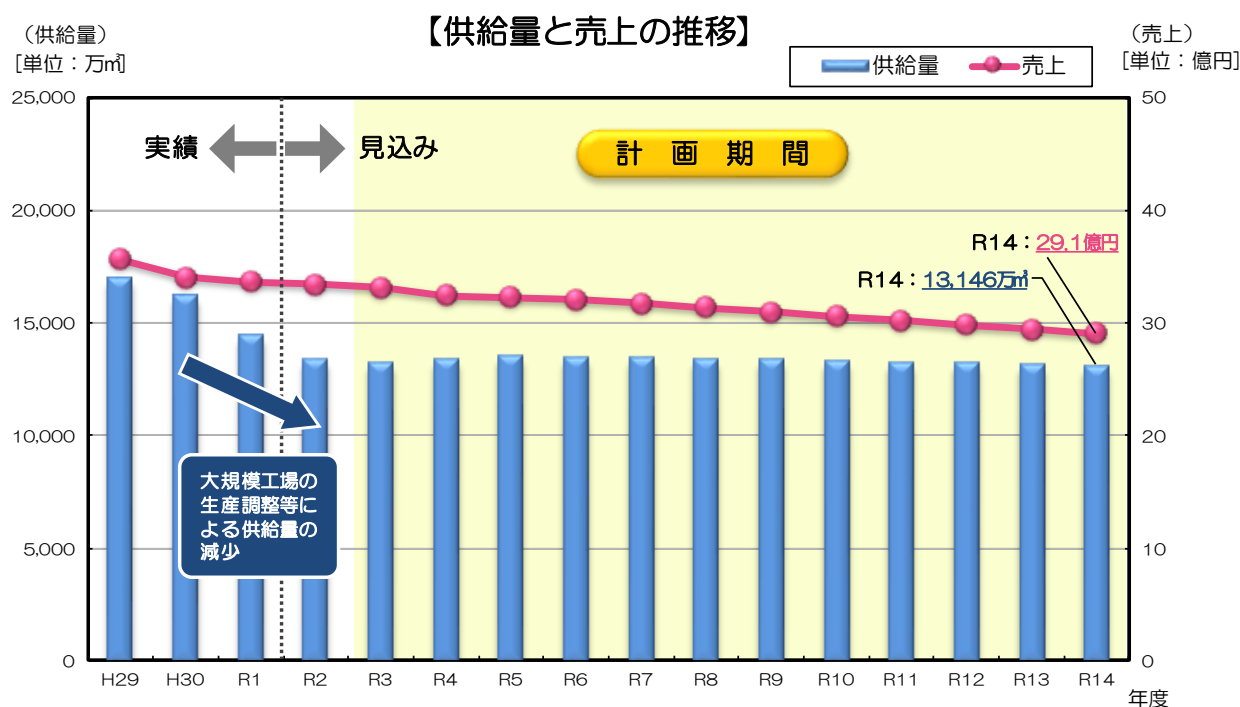


第5章 投資・財政計画

② 財源試算

本市の行政区域内人口はこれまで増加傾向でしたが、令和2年4月に策定した「第2期大津市人口ビジョン※1」では、今後の行政区域内人口は減少していくと予測されています。今後の供給量及び売上（託送供給収益等）を予測すると、双方とも長期的には減少し、令和14年度の年間託送供給量は約1億3,146万㎡、年間売上は約29億円になる見込みです。

なお、供給量の予測については、用途別に過去の需要家数及び一需要家あたりの供給量の変化率等を用いて推計しています。売上の予測については、供給量の予測値に平均単価の予測値を乗じて算出しています。



※売上について、令和2年度は決算見込額、令和3年度は予算額としています。

また、令和元年度以前の売上実績については、託送供給量に対する売上を推計値として記載しています。

（２）投資以外の費用について

投資以外の費用の内訳として、売上原価はガス購入に係る費用であり、ガス小売事業の承継によりＬＰガス事業分のみとなり大きく減少しています。

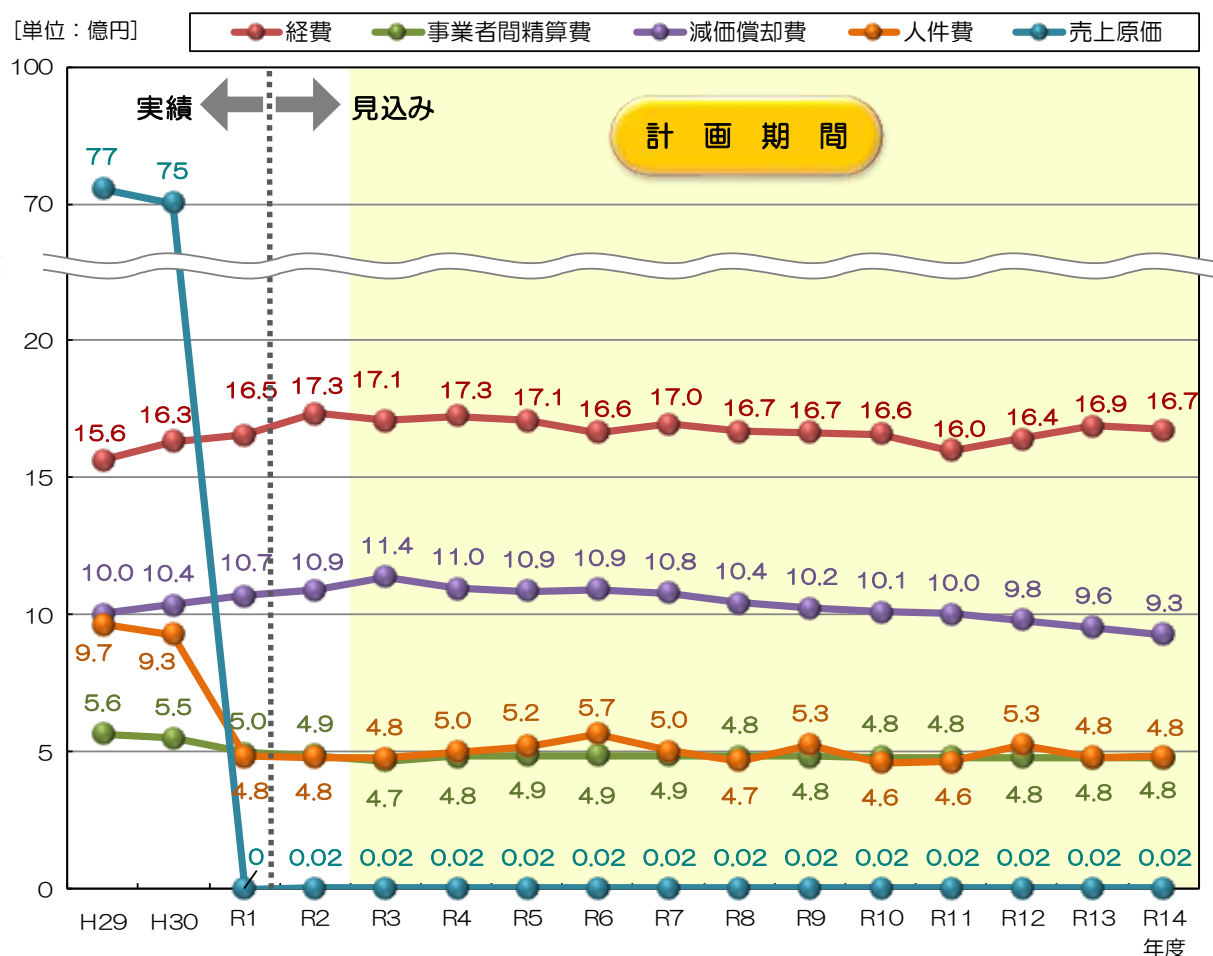
経費については、管路及び施設における修繕費等の維持管理にかかる費用や、保安にかかる委託費用を計上しています。

事業者間精算費については、過去の供給量の変化率等から供給量の将来推計を行い、費用を計上しています。

減価償却費については、計画期間中に新設及び更新が見込まれる固定資産に係る減価償却費を加算した額としています。

人件費については、現人員数を基準として費用を計上しています。

【経常費用の内訳】



第5章 投資・財政計画

(3) 令和3～14年度の投資・財政計画

【収益的収支】

(単位：百万円)

年 度		改訂前（前期）				中長期経営計画（前期）			
区 分		H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (決算見込)	R3 (予算)	R4	R5	R6
収 入	1. 営 業 収 益 (A)	12,403	12,104	3,822	3,944	3,876	3,803	3,790	3,755
	(1) ガ ス 売 上	12,030	11,501	1	2	2	2	2	2
益	託 送 供 給 収 益	14	92	3,204	3,341	3,309	3,245	3,232	3,204
	(2) 営 業 雑 収 益 (B1)	359	511	447	430	391	391	391	391
的	(3) 附 帯 事 業 収 益 (B2)			170	171	174	165	165	158
	2. 営 業 外 収 益	193	175	150	109	105	82	82	86
収	(1) 他 会 計 負 担 金	40	41	38	34	32	5	5	5
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	7	7	11	15	21	23	25	27
入	(3) そ の 他	146	127	101	60	52	54	52	54
	受 取 の 利 息	18	16	15	10	20	24	25	26
収 益 的 収 入	そ の 他	128	111	86	50	32	30	27	28
	収 入 計 (C)	12,596	12,279	3,972	4,053	3,981	3,885	3,872	3,841
支 出	1. 営 業 費 用	11,335	11,148	3,079	3,155	3,206	3,233	3,234	3,247
	(1) 売 上 原 価	7,663	7,507	0	2	2	2	2	2
支	(2) 職 員 給 与 費	940	903	419	416	414	438	458	504
	給 料	411	386	162	182	183	184	183	181
的	手 当	292	307	146	141	138	162	183	232
	うち退職給付	19	52	44	37	35	54	78	126
収 益 的 支 出	そ の 他	237	210	111	94	93	93	92	92
	(3) 経 費	1,728	1,701	1,609	1,665	1,668	1,705	1,696	1,650
支	修 繕 費	246	282	207	168	196	225	213	168
	委 託 作 業 費	507	488	589	618	597	608	623	621
支 出	需 要 開 発 費	28	36	0	0	0	0	0	0
	除却費（現金支出あり）	78	59	64	121	133	121	103	105
支 出	除却損（現金支出なし）	31	19	7	26	16	15	16	15
	事 業 者 間 精 算 費	564	549	495	488	465	483	487	486
支 出	そ の 他	274	268	247	244	261	253	254	255
	うち租税課金	167	168	168	169	171	172	173	174
支 出	(4) 減 価 償 却 費	1,004	1,037	1,051	1,072	1,122	1,088	1,078	1,091
	2. 営 業 雑 費 用	357	495	426	422	386	385	385	385
支 出	(1) 職 員 給 与 費	25	25	25	24	23	22	22	22
	(2) 経 費	332	470	401	398	363	363	363	363
支 出	3. 附 帯 事 業 費 用			169	170	173	164	164	156
	(1) 職 員 給 与 費			39	40	40	40	40	40
支 出	(2) 経 費			113	114	117	115	115	115
	(3) 減 価 償 却 費			17	16	16	9	9	1
支 出	4. 営 業 外 費 用	67	12	26	45	24	25	20	22
	(1) 支 払 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出	(2) そ の 他	67	12	26	45	24	25	20	22
	支 出 計 (D)	11,759	11,655	3,700	3,792	3,789	3,807	3,803	3,810
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		837	624	272	261	192	78	69	31
特 別 損 失 (F)		0	8,925	344	0	0	0	0	0
特 別 損 失 (G)		4	8	40	2	2	0	0	0
特 別 損 失 (H)		△ 4	8,917	304	△ 2	△ 2	0	0	0
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)		833	9,541	576	259	190	78	69	31
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)		0	0	0	0	0	0	0	0
流 動 資 産 (J)		16,159	25,514	17,504	10,183	10,383	10,655	10,989	11,306
うち現金・預金		13,467	22,818	16,619	8,944	9,166	9,370	9,708	10,033
うち売掛金・未収金		1,588	1,628	815	779	764	824	822	815
流 動 負 債 (K)		1,878	1,875	1,888	2,061	2,019	1,867	1,867	1,852
うち1年以内の建設改良企業債		0	0	0	0	0	0	0	0
うち1年以内のその他企業債		0	0	0	0	0	0	0	0
うち一時借入金		0	0	0	0	0	0	0	0
うち買掛金・未払金		1,508	1,635	557	733	700	582	587	581
累積欠損金比率（ $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ ）		-	-	-	-	-	-	-	-
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)		-	-	-	-	-	-	-	-
営業収益-受注-附帯 (A)-(B1)-(B2) (M)		12,044	11,593	3,205	3,343	3,311	3,247	3,234	3,206
地方財政法による資金不足の比率（ $(L)/(M) \times 100$ ）		0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)		-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		12,044	11,593	3,205	3,343	3,311	3,247	3,234	3,206
健全化法第22条により算定した資金不足比率（ $(N)/(P) \times 100$ ）		0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下

表中の **黄色の行** は、経営目標の数値を表しています。

(単位：百万円)

区 分		中長期経営計画（中期）				中長期経営計画（後期）			
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
収 入	1. 営 業 収 益 (A)	3,729	3,691	3,653	3,614	3,577	3,542	3,498	3,456
	(1) ガ ス 売 上	2	2	2	2	2	2	2	2
益 的 収 入	託 送 供 給 収 益	3,178	3,137	3,097	3,058	3,021	2,985	2,944	2,905
	(2) 営 業 雑 収 益 (B1)	391	391	391	391	391	391	391	391
収 入	(3) 附 帯 事 業 収 益 (B2)	158	161	163	163	163	164	161	158
	2. 営 業 外 収 益	95	96	100	99	97	107	111	113
収 入	(1) 他 会 計 負 担 金	5	4	4	4	4	4	4	4
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	30	31	33	34	35	37	37	39
収 入	(3) そ の 他	60	61	63	61	58	66	70	70
	受 取 の 利 息	27	29	31	33	35	37	40	43
収 入	そ の 他	33	32	32	28	23	29	30	27
	収 入 計 (C)	3,824	3,787	3,753	3,713	3,674	3,649	3,609	3,569
収 入	1. 営 業 費 用	3,195	3,091	3,125	3,042	2,983	3,057	3,036	3,004
	(1) 売 上 原 価	2	2	2	2	2	2	2	2
収 入	(2) 職 員 給 与 費	441	404	464	397	400	464	419	422
	給 与 料	179	182	182	181	181	186	185	185
収 入	手 当	174	132	191	130	130	182	140	143
	うち退職給付	73	30	90	31	30	72	31	34
収 入	そ の 他	89	89	89	87	88	95	94	94
	(3) 経 費	1,674	1,646	1,642	1,639	1,586	1,619	1,665	1,654
収 入	修 繕 費	220	234	214	222	150	182	225	213
	委 託 作 業 費	585	571	574	572	592	586	587	587
収 入	需 要 開 発 費	0	0	0	0	0	0	0	0
	除却費（現金支出あり）	111	83	97	89	88	96	98	100
収 入	除却損（現金支出なし）	16	16	16	16	15	15	15	14
	事 業 者 間 精 算 費	485	484	482	481	480	479	478	477
収 入	そ の 他	257	258	259	259	261	261	262	263
	うち租税課金	175	176	177	178	179	179	180	181
支 出	(4) 減 価 償 却 費	1,078	1,039	1,017	1,004	995	972	950	926
	2. 営 業 雑 費 用	385	385	385	385	385	385	385	385
支 出	(1) 職 員 給 与 費	22	22	22	22	22	22	22	22
	(2) 経 費	363	363	363	363	363	363	363	363
支 出	3. 附 帯 事 業 費 用	157	160	162	162	161	162	159	156
	(1) 職 員 給 与 費	40	40	40	40	40	40	40	40
支 出	(2) 経 費	116	115	115	115	114	115	114	114
	(3) 減 価 償 却 費	1	5	7	7	7	7	5	2
支 出	4. 営 業 外 費 用	28	28	28	23	15	23	25	20
	(1) 支 払 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出	(2) そ の 他	28	28	28	23	15	23	25	20
	支 出 計 (D)	3,765	3,664	3,700	3,612	3,544	3,627	3,605	3,565
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		59	123	53	101	130	22	4	4
特 別 損 失 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 失 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 失 (H)		0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)		59	123	53	101	130	22	4	4
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		0	0	0	0	0	0	0	0
流 動 資 産 (J)		11,598	11,918	12,190	12,476	12,512	12,445	12,331	12,206
うち現金・預金		10,329	10,659	10,940	11,234	11,340	11,280	11,175	11,058
うち売掛金・未収金		810	801	792	783	713	706	698	689
流 動 負 債 (K)		1,852	1,824	1,807	1,789	1,757	1,758	1,739	1,719
うち1年以内の建設改良企業債		0	0	0	0	0	0	0	0
うち1年以内のその他企業債		0	0	0	0	0	0	0	0
うち一時借入金		0	0	0	0	0	0	0	0
うち買掛金・未払金		591	577	572	568	548	558	553	545
累積欠損金比率（ $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ ）		-	-	-	-	-	-	-	-
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)		-	-	-	-	-	-	-	-
営業収益-受注-附帯 (A)-(B1)-(B2) (M)		3,180	3,139	3,099	3,060	3,023	2,987	2,946	2,907
地方財政法による資金不足の比率（ $(L)/(M) \times 100$ ）		0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)		-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)		-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)		3,180	3,139	3,099	3,060	3,023	2,987	2,946	2,907
健全化法第22条により算定した資金不足比率（ $(N)/(P) \times 100$ ）		0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下	0%以下

第5章 投資・財政計画

【資本的収支】

(単位：百万円)

年 度		改訂前(前期)				中長期経営計画(前期)			
		H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (決算見込)	R3 (予算)	R4	R5	R6
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 権	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 固定資産売却代金	0	11	7	64	0	0	0	0
	7. 工事負担金	11	52	65	83	42	37	37	37
	8. その他	1	75	0	100	400	400	400	400
	計 (Q)	12	138	72	247	442	437	437	437
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額(Q)-(R)	(S)	1,454	1,254	1,214	9,353	1,115	1,012	1,039
資 本 的 支 出	1. 建設改良費	1,466	1,292	1,286	1,600	1,057	1,049	1,076	1,047
	2. 企業債償還金	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 投資	1,466	100	0	8,000	500	400	400	400
	計 (R)	1,454	1,392	1,286	9,600	1,557	1,449	1,476	1,447
	資本的支出額が資本的収入額に不足する額(R)-(Q)	(S)	1,454	1,254	1,214	9,353	1,115	1,012	1,039
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	905	336	0	8,290	796	782	922	906
	2. 利益剰余金処分額	446	826	1,128	972	244	169	55	44
	3. 繰越工事資金	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. その他	103	92	86	91	75	61	62	60
	計 (T)	1,454	1,254	1,214	9,353	1,115	1,012	1,039	1,010
補てん財源不足額 (S)-(T)		0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (U)		0	0	0	0	0	0	0	0

○他会計繰入金

年 度		改訂前(前期)				中長期経営計画(前期)			
		H29 (決算)	H30 (決算)	R1 (決算)	R2 (決算見込)	R3 (予算)	R4	R5	R6
収 益	的 収 入 分	6	6	4	4	4	4	4	4
	うち基準内繰入金	6	6	4	4	4	4	4	4
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本	的 収 入 分	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		6	6	4	4	4	4	4	4

経営目標

経営目標① 現状の現預金残高の水準を維持する。

経営目標② 企業債の借入を原則行わない。

経営目標③ 当年度純利益（収益的収支）を確保する。



計画期間内において、現行託送供給料金の水準を維持しつつ、全ての目標を達成

(単位：百万円)

年 度		中長期経営計画（中期）				中長期経営計画（後期）			
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
区 分	資 本 的 収 入								
	1. 企 業 債	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 国（都道府県）補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 工 事 負 担 金	37	37	37	37	37	37	37	37
	8. そ の 他	400	400	400	400	400	400	400	400
	計 (Q)	437	437	437	437	437	437	437	437
収 支	資 本 的 支 出								
	1. 建 設 改 良 費	1,115	1,087	1,052	1,066	1,005	1,017	1,005	981
	うち 職 員 給 与 費	162	162	162	162	162	154	148	148
	2. 企 業 債 償 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0
補 て ん 財 源	3. 投 資	400	400	400	400	400	400	400	400
	計 (R)	1,515	1,487	1,452	1,466	1,405	1,417	1,405	1,381
資本的収入額が資本的支出額に不足する額(Q)-(R) (S)		1,078	1,050	1,015	1,029	968	980	968	944
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,011	959	861	945	843	824	910	887
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	2	28	93	22	68	97	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. そ の 他	65	63	61	62	57	59	58	57
計 (T)		1,078	1,050	1,015	1,029	968	980	968	944
補 て ん 財 源 不 足 額 (S)-(T)		0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 償 還 高 (U)		0	0	0	0	0	0	0	0

○他会計繰入金

年 度		中長期経営計画（中期）				中長期経営計画（後期）			
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
区 分	収 入								
	うち 基 準 内 繰 入 金	4	4	4	4	4	4	4	4
資 本 的 支 出	うち 基 準 外 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	4	4	4	4	4	4	4

経営目標の総括

本投資・財政計画では、今後、託送供給収益は長期的には減少していくと予測していますが、経費削減、施設の更新などに係る事業費の平準化を図り、当年度純利益を確保しています。また、企業債の借入は行わずとも、現預金残高の水準を維持しながら必要な投資を行うことが可能であるため、3つの経営目標を達成できる見込みです。

なお、令和元年度以降、一般ガス導管事業者となり、収益・費用の規模は縮小していますが、今後も投資と財政の健全化・効率化に取り組み、事業の進捗管理を実施する中で適宜見直しを行うなど、適正な事業運営を行っていきます。

3 投資と経営の効率化・健全化の取組

（１）投資に関する取組

効率的な投資を行うため、耐食、耐震性に優れたガス導管の採用及び更新時におけるダウンサイジング等を推進することで経費削減に努めるとともに、計画的な整備及び需要見込みや要望等による優先度を考慮して効果的な導管整備を進めることで、事業費の平準化を図ります。

これら投資の効率化にかかる施策については、第４章「4 基本方針Ⅰ（安全、安心で安定したガス供給の確保）」に反映しています。

投資の効率化・健全化の取組		掲載頁
基本方針Ⅰ	（１）ガス導管の新規整備	P.38
基本方針Ⅰ	（２）ガス導管の耐震化	P.41
基本方針Ⅰ	（３）導管・施設の更新	P.42

（２）経営の効率化・健全化に関する取組

第３章「８ 経営の状況 （２）経営の効率化」（P.26～28）で示しているとおり、これまで職員の定員管理の適正化や、民間的経営手法の導入などにより、業務の効率化と費用の削減を図ってきました。

今後も、より一層の事業経営の適正化や民間委託の推進等による業務の効率化を図ります。

これら具体的な施策については、第４章「５ 基本方針Ⅱ（持続可能な健全経営の維持）」に反映しています。

経営の効率化・健全化の取組			掲載頁
組織、人材、定員、給与に関する事項			
基本方針Ⅱ	（８）人材育成と活力ある組織づくり		P.54
民間の資金・ノウハウの活用に関する事項			
基本方針Ⅱ	（２）経費削減及び業務の効率化		P.50
基本方針Ⅱ	（７）運営権者における業務実施状況の確認		P.53
その他経営基盤の強化に関する事項			
基本方針Ⅱ	（１）事業経営の適正化		P.49
基本方針Ⅱ	（２）経費削減及び業務の効率化		P.50
基本方針Ⅱ	（３）お客様サービスの向上		P.51
基本方針Ⅱ	（９）環境負荷低減施策の推進		P.56
資金管理・調達に関する事項			
基本方針Ⅱ	（１）事業経営の適正化		P.49
情報公開に関する事項			
基本方針Ⅱ	（４）広報活動の充実		P.52
基本方針Ⅱ	（５）情報公開及びお客様ニーズの把握		P.52

第6章 進捗管理

本計画の推進にあたっては、施策目標（P.57）及び経営目標（P.59）の達成状況を定期的かつ定量的に検証及び評価し、実施手法の改善や計画の見直し等に反映させる進捗管理が必要です。進捗管理は、計画、実施、検証及び評価、改善及び見直しの一連の流れ（PDCAサイクル）により行います。なお、大きな事業環境の変化等に対しては、その都度、見直し検討を行います。

◆年度ごとの進捗管理

- ・達成状況の検証、評価及びホームページでの公表
- ・改善策の実施及び計画の見直し

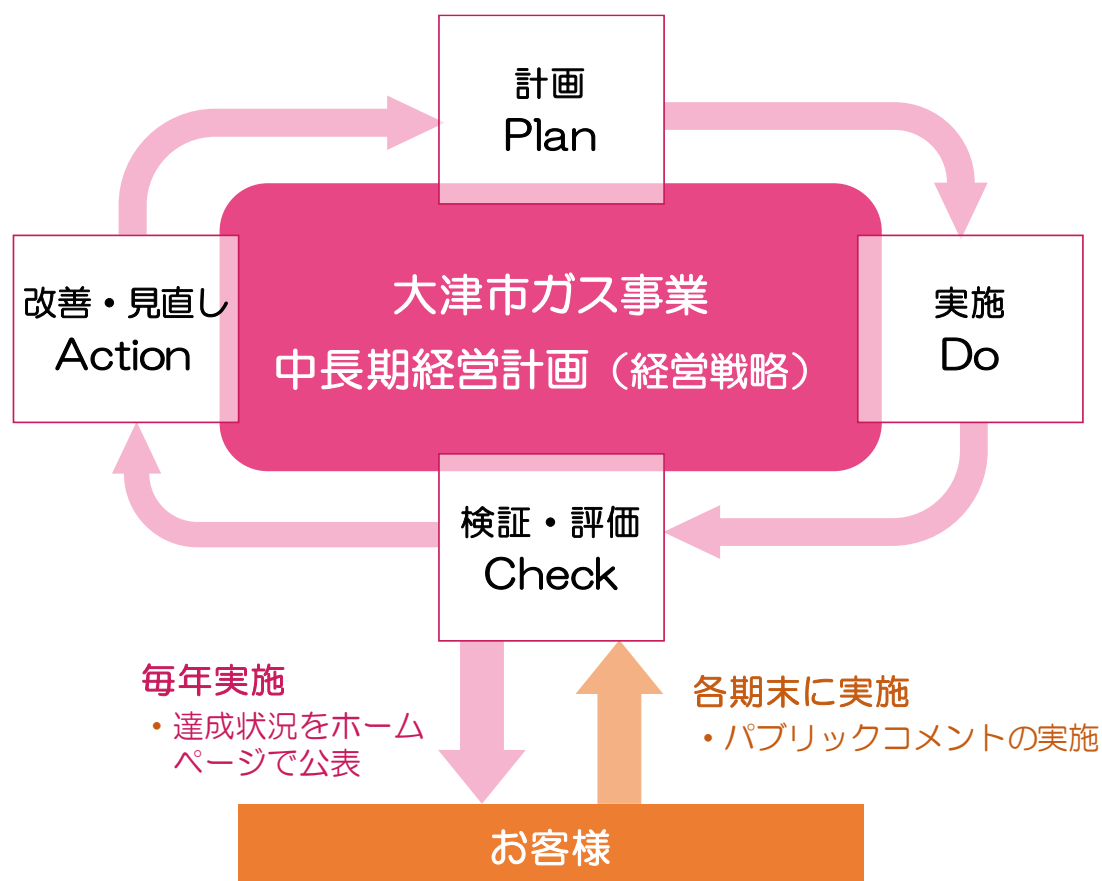
◆各期（前期、中期、後期）の進捗管理

- ・各期末における達成状況の検証及び評価
- ・各期末におけるレビュー及び見直し

◆パブリックコメントの実施

- ・中長期経営計画（経営戦略）のレビュー及び見直しに伴い、令和6年度、令和10年度及び令和14年度に実施

【進捗管理（PDCAサイクル）】



施策目標及び経営目標の進捗管理に加え、下表の経営指標を設定し、計画値と実績値の比較を行いながら経営分析を行うことで、経営状況の把握に努めていきます。

指標の分類		指標の意味	R1実績	R6計画 (前期)	R10計画 (中期)	R14計画 (後期)
経営指標						
算出式						
経営の健全性・効率性						
経常収支比率（％）		「経常損益」：料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。	107.4	100.8	102.8	100.1
＝ 経常収益÷経常費用×100						
累積欠損金比率（％）		「経営の健全性」：営業収益に対する累積欠損金の割合であり、過去の経営状況（累積欠損金）を含む経営の健全性を表します。	0.0	0.0	0.0	0.0
累積欠損金÷（営業収益-受注工事収益）×100						
流動比率（％）		「支払能力」：1年以内に支払うべき債務に対して、支払うことができる現金等がどの程度あるかを表します。	927.0	610.5	697.4	710.1
＝ 流動資産÷流動負債×100						
企業債残高対料金収入比率（％）		「債務残高」：料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表します。	0.0	0.0	0.0	0.0
＝ 企業債現在高合計÷料金収入×100						
料金回収率（％）		「料金水準の適切性」：料金で回収すべき経費について、どの程度料金で賄えているかを表します。	109.3	101.0	103.4	100.1
＝ 回収単価÷1㎡当たり原価×100						
1㎡当たり原価（円）		「費用の効率性」：供給量（託送）1㎡当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表します。	20.2	23.4	22.1	22.1
＝（経常費用－ガス売上（LPG）－営業雑収益－附帯事業収益－営業外収益）÷供給量						
ガス普及率（％）		「施設の活用度」：供給区域内における本市ガス供給戸数の割合を表します。	70.1	68.9	67.3	65.4
＝ 供給戸数÷供給区域内戸数×100						
老朽化の状況						
有形固定資産減価償却率（％）		「施設全体の減価償却の状況」：有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しており、施設の老朽化度合を示しています。	77.1	79.1	80.6	81.8
＝ 有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100						
管路経年化率（％）		「管路の経年化の状況」：法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表しており、管路の経年化度合を示しています。	77.9	86.1	91.0	93.8
＝ 法定耐用年数を超過した管路延長÷管路総延長×100						
管路更新率（％）		「管路の更新投資の実施状況」：当該年度に更新した管路延長の割合を表しており、管路の更新ペースや状況を把握できます。	0.25	0.08	0.08	0.08
＝ 更新管路延長÷管路総延長×100						

用語説明（本文中の※数字）

第1章 経営計画策定の趣旨と位置づけ	
※1 供給区域	ガス事業者（一般ガス導管事業者）がガスを供給することのできる区域。区域の決定、変更には経済産業省の認可が必要。令和2年3月末時点での本市の供給区域面積は、136.1km ²
※2 ガス小売全面自由化	平成29年4月より、ガス事業法改正に伴い旧法の一般ガス事業からガス小売事業と一般ガス導管事業に見直され、消費者は都市ガスの購入先（都市ガス小売り事業者）を自由に選択できるようになった。
※3 経営戦略策定・改定ガイドライン	経営戦略の策定や改定に当たっての考え方や留意事項、手順の解説書として総務省が策定したもの。
※4 公営企業の経営に当たっての留意事項について	総務省が各公営企業に対し計画的な経営を推進していくにあたり通知したもので、現下の社会経済情勢を踏まえながら、中長期を見据えた「経営戦略」（投資等の支出と財源の均衡を図るとともに効率化・経営健全化の取組について記載した経営の基本計画）を策定することを求めている。
※5 大津市総合計画	本市行政を総合的かつ計画的に推進していくための全体計画として平成29年3月に策定。基本構想と実行計画により構成している。
※6 経営戦略策定・改定マニュアル	経営戦略の策定や改定の実務に係る技術的手法を説明した具体的な手引書として、経営戦略の策定や改定に携わる担当者向けに総務省が作成したもの。
※7 大津市企業局経営改革プロジェクト会議	企業局における具体的な改革施策の検討を行う部局横断的な組織。実効性の高い経営改革を推進することを目的としている。
※8 大津市ガス特定運営事業等	官民出資の会社を設立して、これにPFI法に基づく公共施設等運営権を設定し、ガス小売を中心とする業務を行わせる事業全体のことをいう。
第2章 ガス事業のあゆみ	
※1 都市ガス	LNG（液化天然ガス）等を原料として製造され、導管によって供給されるガス
※2 LPガス	Liquefied Petroleum Gas（液化石油ガス）の略。プロパンやブタンなどを主成分とする比較的液化しやすいガスの総称
※3 びわ湖ブルーエナジー株式会社	ガス特定事業の実施主体として、ガス小売事業等を実施するため、官民出資で平成30年11月に設立。本市の出資比率は25%である。
※4 運営権者	公共施設等運営権制度を活用して事業を実施する事業者
※5 ガス小売事業	ガスをお客様に販売する事業。ガス小売全面自由化により、登録制で自由に参加できるようになった。
※6 一般ガス導管事業者	自らが維持し、運用する導管により託送供給を行う事業者のことをいう。ガスの導管網を維持管理するため、自由化されず、これまでどおり地域独占が認められている。一般の需要家向けの供給を含む一般ガス導管事業者と、特定地点のみの供給を行う特定ガス導管事業者の2種類がある。

第3章 ガス事業の現状と課題

※1 基メーター	本市のガス導管へ受入れる都市ガスを計量するメーター
※2 中圧A導管	圧力が0.3MPa以上1MPa未満のガスを輸送するための管
※3 中圧B導管	圧力が0.1MPa以上0.3MPa未満のガスを輸送するための管
※4 中圧A整圧器（ガバナ）	整圧器（ガバナ）とは、ガスの圧力を所定の圧力範囲内に調整するための減圧装置。中圧A整圧器は、中圧Aのガスを中圧Bに減圧する装置
※5 地区整圧器（ガバナ）	中圧導管より送られてきたガスを、各ご家庭などで利用できる低圧に減圧する装置
※6 低圧導管	圧力が0.1MPa未満のガスを輸送するための管
※7 アスファルトシュート巻鋼管	アスファルトを含浸させた麻布を巻き付けた鋼管。経年劣化により腐食の可能性がある。（昭和51年3月まで導管に使用）
※8 ポリエチレン被覆鋼管	ポリエチレン層で被覆された鋼管。ポリエチレン被覆により、防食効果が高い（電気絶縁性、耐衝撃性、耐熱性、耐薬品性）。被覆層が2層構造になっているPLP鋼管と1層構造のPLS鋼管があり、中圧導管には、より防食性の高いPLP鋼管を使用している。
※9 ポリエチレン管	土中埋設部分に使用されるポリエチレン製のガス管。耐震性の高さが実証されており、また、地中でも錆びることがなく、腐らないのも特長。接合方法に、加熱圧着によるヒートフュージョン（HF）と電気溶融によるエレクトロフュージョン（EF）の2種類があるが、現在はEF接合のみを採用している。
※10 ガス型継手铸铁管	麻糸、鉛、ゴム輪を押輪とボルトで締め付ける継手を使用した铸铁管。ゴム輪により気密性は維持できるが、地震変動等に追従できないため、ガス漏れの可能性がある。（昭和47年7月まで導管に使用）
※11 SE継手被覆鋼管	PLP鋼管（※8参照）を用い、ゴム輪と押輪で締め付ける継手を使用。継手部は引張りには強いが、地震等の外力に対する強度が劣る。また、亜鉛メッキであるため、土壌による腐食漏えいの可能性がある。（昭和56年3月まで導管に使用）
※12 耐震化率	耐震管延長／ガス導管総延長（％）で表す。耐震管とは、強度や柔軟性などの耐震性能に優れた構造の管を指す。
※13 ガバナ遠隔監視制御システム	全整圧器の作動状況や流量等を市役所内の監視室で一元的に監視するシステム。整圧器には、一定値以上の地震の揺れで自動遮断する装置が付いているが、その他の状況で導管に被害が出た場合においても、監視室から速やかにガスを遮断することができる。
※14 迷走電流	直流式電気鉄道や電気防食設備などの電気設備より地中に流れ出る電流
※15 強制排流器（強制排流法）	埋設管と鉄道のレールを結ぶ回路に直流電源装置を入れ、強制的にレールに定電流を戻すことで埋設管の電気腐食を防止する設備
※16 選択排流器（選択排流法）	埋設管と鉄道のレールを回路で結び、レールからの漏れた帰流電流のみを選択してレールへ戻すことで埋設管の電気腐食を防止する設備

用語説明（本文中の※数字）

※17 外部電源装置 （外部電源法）	埋設管と土中に設置した電極を結ぶ回路に直流電源装置を入れ、強制的に電極に電圧を加えて防食電流を流入させることにより埋設管の腐食を防止する設備
※18 白ガス鋼管	亜鉛メッキを施した鋼管。土壌に埋設している環境では腐食しやすい。現在では、露出部に使用している。（昭和57年7月まで導管に使用）
※19 水取器	本支管内（低圧導管）の水分等を取り除く装置
※20 新型インフルエンザ等対策業務計画	新型インフルエンザ等の発生時において、市民生活に欠くことのできない上下水道、ガスのライフラインを維持するために企業局が行うべき対応・措置を定めた業務計画
※21 ブロック化	供給区域（統合ブロック）を5つに分割した単位ブロック。さらに32に分割した復旧ブロックから構成される。
※22 バルブ	ガスを遮断するための装置
※23 導管連結事業者	本市と中圧A導管を接続している他ガス導管事業者
※24 移動式ガス発生設備	移動可能なガス発生装置。災害時の臨時供給のほか、天然ガス転換・導管入替時の仮供給に利用可能である。
※25 企業局災害対策要綱	本市の水道、下水道、ガス施設の災害の予防、災害発生時の初動体制の配備及び災害復旧のために必要な事項を定めた要綱
※26 業務継続計画 （BCP）	Business Continuity Planの略で、災害や不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもので、平常時にあらかじめ策定しておく行動計画
※27 災害時等受援計画	大規模災害等が発生した場合、市単独での対応が困難になり、他都市等への応援を求めることが想定される。その際に人的・物的支援を円滑に受け入れるための手順や役割など受援に必要な体制等を定めた計画
※28 ハンディターミナル	検針時にメーター指示数を入力し、「お知らせ」の配布や請求データ処理などに使用している携帯情報端末
※29 純利益	年度内における総収益（ガス売上や託送供給収益など）と総費用（ガスの購入費や施設の維持管理費など）との差額（一般的に純利益は「黒字」、純損失は「赤字」という）。
※30 企業債	地方公営企業が、建設改良事業などに要する資金に充てるために借り入れた地方債
※31 株式会社大津ガスサービスセンター	平成5年6月に本市及び関係協力企業の共同出資により設立。経営の安定、発展を図りつつ、お客様ニーズに対応した質の高いサービスを提供していくことを目的としたもの。本市の出資比率は40%である。
※32 株式会社パイプラインサービスおおつ	水道、ガスの修繕業務体制の確保を目的に平成12年6月に設立。修繕業務の効率化と体制の強化を図り、迅速な修繕対応を可能とした。本市の出資比率は10%である。

※33 ICT	Information and Communication Technologyの略。情報や通信に関連する科学技術の総称であり、IT (Information Technology) と同じ意味で使われることが多いが、世界的にはICTの方が一般的な表現として用いられている。
※34 大津市企業局デジタルトランスフォーメーション戦略	デジタル技術を駆使し、従来のお客様サービスや業務を改善するだけでなく、企業局が担うサービスや業務全てを変革し、新たな価値を生み出し、将来にわたり持続可能な組織として発展し続けていくための戦略。略称は、企業局DX戦略。
※35 託送供給料金	ガス小売事業者が一般ガス導管事業者の導管を利用する際に発生する導管の使用料金を指す。
※36 流量基本料金	契約で定める1時間当たりの最大使用量に流量基本料金単価を乗じて算出される料金
※37 従量料金単価減算額	道路と需要家等が所有または占有する土地との境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1MPa以上の場合に減算（28.42円）される額
※38 従量料金単価加算額	道路と需要家等が所有または占有する土地との境界線におけるガスの最高使用圧力が0.1MPa未満の場合に加算（4.93円）される額
※39 公共施設等運営権制度	収益性のある公共施設等を公共が所有したまま、施設の運営権を一定期間、民間事業者に設定し、民間事業者が利用料金を自らの収入として収受しながら、公共施設等を運営する制度。民間の経営手法を取り入れることで、公営による経営以上に効率性を高めることが期待されている。
※40 PFI法	平成11年7月に公布された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の略称。PFIはPrivate Finance Initiativeの略
※41 有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しており、施設の老朽化度を表している。
※42 管路経年化率	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表しており、管路の経年化度を表している。
※43 管路更新率	当該年度に更新した管路延長の割合を表しており、管路の更新ペースや状況を把握できる。
第4章 基本方針と主要施策	
※1 ステークホルダー	企業が経営する上で、直接的または間接的に影響を受ける利害関係者。
※2 GM型継手鋳鉄管	ゴム輪と押輪で締め付ける継手を使用した鋳鉄管。ロックリングにより地震等の外力による引き抜け防止機能があるが、現在はさらに改良されたGMⅡ型継手を使用している。（昭和58年5月まで導管に使用）
※3 SGM継手被覆鋼管	PLP鋼管を用い、ゴム輪と押輪で締め付ける継手を使用。継手部は耐震性能を有するが、亜鉛メッキであるため、土壌による腐食漏えいの可能性がある。（昭和61年3月まで導管に使用）

用語説明（本文中の※数字）

※4 繰入金	独立採算が基本の公営企業会計では、当該会計の事業収入で必要な経費を賄うことが原則であるが、行政上、公益性の観点より、一般会計から公営企業会計に経費を負担する場合がある。その経費を繰入金という。
※5 ラダー型運用	債券の運用方法の一つで、償還期限の異なる債券をほぼ均等に保有する方式。金利の変動リスクを平均化し、収益性もある程度確保することを目的とする運用手法
※6 スマートメーター	自動検針や使用量の詳細な把握を可能とし、かつ双方向の通信機能を持った電子メーターのことである。電力事業で事業化が先行している。
※7 CAD積算システム	設計図面の作成から土木工事も含めた数量の集計、さらに積算・設計書の作成・出力までをパソコンで自動的に行うことができ、設計積算業務の大幅な効率化と省力化を実現したシステム
※8 スマート自治体	システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体のこと。システムやAI等が処理できる事務作業は全て自動処理することにより、職員は企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など、職員でなければできない業務に注力することが可能となる。
※9 Society5.0	IoT（情報技術）により、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな未来社会という政府が提唱する概念
※10 大津市企業局パブリックコメント制度実施要綱	平成19年4月1日施行された大津市企業局におけるパブリックコメント制度に関して必要な事項を規定した要綱
※11 レジリエンス	エネルギー分野でのレジリエンスは、平時のエネルギー安定供給とともに、有事には自然・人為的災害等によるエネルギーの供給の途絶による影響を低減するための、災害等の発生前後における、ハード・ソフト面での安全性・堅牢性及び迅速な停止復旧能力を指す。
※12 第6次エネルギー基本計画	2050年の脱炭素化社会の実現とエネルギーの安定供給を目指すため、国が策定を進めている次期エネルギー基本計画
第5章 投資・財政計画	
※1 第2期大津市人口ビジョン	まち・ひと・しごと創生の実現に向け、「大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基礎となるもので、本市の人口の将来展望を示したものの。



【発行】 平成29年3月（令和3年3月改訂）
大津市企業局
〒520-8575 大津市御陵町3番1号
TEL 077-523-1234(代表)